

第7期埼玉県高齢者支援計画

平成30年度～平成32年度

(2018年度～2020年度)



埼玉県のマスコット 「コバトン」と「さいたまっち」

平成30年7月



彩の国 埼玉県

ごあいさつ

本県では、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年、県民の6人に1人が後期高齢者になることが見込まれています。前期高齢者も含めれば、実に3人に1人が「高齢者」に当てはまることとなります。

しかし、それぞれの高齢者の状況は一括りにはできないほど多様で、求められる支援も様々です。そこで、高齢者の支援として必要と考える取組と具体的な目標値を示したのが本計画です。

特に近年は、日本老年学会から「若返り」現象が報告されるなど、従来の高齢者のイメージとは異なるアクティブシニアが増えました。高齢者の約8割は、元気で社会参加が可能であるともいわれています。現に、厚生労働省の発表では、

本県の平均寿命は男性が80.82歳、女性が86.66歳と、いずれも過去最高を更新しました。また、本県独自の調査でも、65歳の方が健康で自立した生活を送ることができる期間は男性が17.19年、女性が20.05年と過去最長となっています。

このような状況を踏まえ、本計画では豊富な知識や技術、経験を持つ元気な高齢者が、社会の担い手として様々な分野で活躍できる社会を目指しています。夢ではないといわれている「人生100年時代」に向けて、年齢に関わらず、誰もがいつでも挑戦し、活躍できる社会づくりを進めてまいります。

一方、医療や介護が必要となった方の支援も重要です。住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいという多くの方の願いを実現するため、市町村とともに進めているのが「地域包括ケアシステム」の構築です。在宅で、必要な医療、介護、生活支援のサービスが一体的に受けられる体制を整備するため、引き続き力を尽くしてまいります。

高齢期の幸せが想像できない社会は、将来に希望が持てない社会でもあります。さらに、世界のトップを切って高齢化が進む我が国の高齢者支援は、同様に高齢化が進んでいる先進各国のモデルケースにもなるものです。そのような自覚を胸に、この計画に基づき、市町村などと十分に連携を図りながら、高齢者の福祉や介護を巡る課題にしっかりと取り組んでまいります。皆様にはより一層の御協力をお願いいたします。

結びに、計画策定に当たり、貴重な御意見、御提言をいただきました埼玉県高齢者支援計画推進会議の委員の皆様をはじめ、関係団体や県民の皆様には心からお礼を申し上げます。

平成30年7月



埼玉県知事 上田清司

目次

第1章 総論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の位置付け	2
4	計画の期間	2
5	老人福祉圏域の設定	3

第2章 高齢者の現状と将来推計

1	将来人口及び高齢化率の見通し	4
2	高齢者人口における前期高齢者・後期高齢者の構成の見通し	4
3	老人福祉圏域別の高齢化率の見通し	5
4	高齢者単独世帯・高齢夫婦世帯数の見通し	6
5	第1号被保険者数、要介護認定者数及び介護サービスの利用者数	7
6	要介護度別認定者の割合の推移	8
7	主な介護サービス事業所数	8
8	シニアの地域社会活動への参加	9
9	シニアの地域社会活動を活発にするために必要なこと	9
10	高齢者の就労希望年齢	10
11	平均寿命と長寿の状況	10
12	本県の死因別死者数と構成比	11
13	特殊詐欺の認知件数・被害金額	12
14	認知症高齢者	12
15	住まいのバリアフリー化の状況	13
16	高齢者に対する入居制限	13
17	高齢者虐待の相談通報・認定件数	14
18	高齢者虐待の種類	14
19	生活保護を受給している高齢者世帯数	15
20	介護職員の充足状況	15
21	平成37年度の介護職員数の推計	15
22	介護従事者の給与水準	15
23	介護給付費	16

第3章 施策の展開

	施策の基本目標	17
	施策の体系	18

第1節 高齢者の活躍支援と安心して暮らせるまちづくり	20
1 多様な活動支援	20
(1) 多様な学習機会の提供	20
(2) 地域活動への参加促進	21
(3) スポーツや文化活動への参加支援	22
2 就業の支援	23
(1) 多様な働き方の支援	23
(2) 職業訓練の実施	23
3 生涯を通じた健康の確保	24
(1) 健康長寿社会づくりの推進	24
(2) 生活習慣病の予防対策の推進	25
(3) 介護予防の推進	25
4 暮らしの安心・安全	26
(1) 交通事故の防止	26
(2) 高齢者を狙った犯罪・消費者被害の防止	27
(3) 防災対策の推進	28
(4) 公共施設等のバリアフリー化	29
(5) ユニバーサルデザインの推進	29
第2節 住み慣れた地域での暮らしを支える地域包括ケアシステムの構築	30
1 自立支援、介護予防の推進	30
(1) 自立支援型ケアマネジメントの促進	30
(2) 地域包括支援センターの機能強化	31
(3) 介護予防の推進【再掲】	31
2 医療と介護の連携強化	32
(1) 在宅医療・介護連携の推進	32
(2) 在宅医療体制の充実	33
3 生活支援体制の整備	34
(1) 生活支援サービスの体制整備の促進	34
(2) 地域リハビリテーションの推進	34
(3) 地域密着型サービスの充実	35
(4) 介護を行う家族等への支援	35
(5) 福祉用具の普及促進	36
4 認知症施策の推進	37
(1) 認知症の理解の促進及び家族への支援	37
(2) 早期発見・早期支援体制の整備	38
(3) 若年性認知症等の方への支援	39
(4) 権利擁護の促進	39

5	高齢者の住まいの充実	40
(1)	多様な住まいの供給	40
(2)	公営住宅における支援	40
(3)	住宅のバリアフリー化の促進	41
6	高齢者の孤立、虐待及び貧困の防止	41
(1)	高齢者の孤立の防止	41
(2)	高齢者に対する虐待の防止	42
(3)	高齢者の貧困の防止	42
第3節 介護保険施設等の整備		43
1	特別養護老人ホーム等の整備	43
(1)	特別養護老人ホームの整備	43
(2)	介護老人保健施設の整備	44
(3)	生活環境の改善促進	44
(4)	特別養護老人ホーム等に関する情報提供	44
(5)	介護医療院の設置	45
2	介護付有料老人ホーム等の設置	45
3	施設の災害対策及び防犯対策の促進	46
(1)	災害対策及び防犯対策の促進	46
(2)	監査指導・検査等の実施	46
第4節 介護人材の確保・定着・イメージアップ		47
1	介護人材の確保・定着・イメージアップ	47
(1)	介護資格のない者への就業支援	47
(2)	離職中の有資格者の復職支援	48
(3)	外国人の介護現場での就労支援等	48
(4)	働きやすい職場環境の整備促進	48
(5)	給与改善の促進	49
(6)	介護のイメージアップ	49
2	介護人材の専門性の向上	50
第5節 介護保険の円滑な制度運営		51
1	保険者機能の強化	51
2	介護給付適正化の推進	52
3	適正な事業運営の確保	52
(1)	指導、監査の実施	52
(2)	介護サービス情報の公表	53

第4章 介護サービス量等の見込み

第1節 要介護認定者の推計と介護サービス量の見込み	54
1 要介護（要支援）認定者の推計	54
2 介護サービス量の見込み（全県）	55
第2節 介護保険施設等の定員総数	56
1 特別養護老人ホームの必要入所（利用）定員総数	56
2 介護療養病床の必要入所定員総数	57
3 介護医療院の必要入所定員総数	57
4 介護老人保健施設の必要入所定員総数	58
5 特定施設の総定員数	59
第3節 老人福祉サービスの目標	60
1 養護老人ホーム	60
2 軽費老人ホーム（A型、B型及びケアハウス）	60
3 生活支援ハウス（高齢者生活支援センター）、老人福祉センター	61
4 在宅介護支援センター	61

資料編

第1節 策定の経緯	62
第2節 計画の進行管理・点検・評価	65
第3節 老人福祉圏域別の介護サービス量の見込み	66
第4節 在宅医療等の必要量	77

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

本県は、今後、75歳以上の後期高齢者人口が全国一のスピードで増加するとともに、生産年齢人口の減少も更に進むと見込まれています。

高齢者の多くは、介護保険サービスを利用していないなど、元気な高齢者と言うことができます。

こうした高齢者が「社会に支えられる側」から「共に社会を担う側」になる環境づくりを進め、社会の活力を高めていく必要があります。

また、医療や介護が必要となった場合でも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築が必要です。

そこで、「団塊の世代」¹が後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据え、介護保険制度の改正などを踏まえ、自立支援・介護予防の取組の強化や医療と介護の連携強化など必要な施策を推進するため、新たな計画を策定するものです。

さらに、今後は地域包括ケアシステムの考え方を応用・発展させ、障害者、児童、生活困窮者などを含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、助け合いながら暮らすことができる地域共生社会²の実現を目指すことも重要となってきます。

2 計画の基本理念

本計画では、高齢者を取り巻く状況とこれまでの施策を踏まえ、以下の基本理念を掲げます。

第7期埼玉県高齢者支援計画の基本理念

- 豊富な知識や技術、経験を持つ元気な高齢者が、社会の担い手として就業やボランティア活動など様々な分野において活躍できる社会を目指します。
- 医療、介護、介護予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を更に推進し、必要なサービスや支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指します。

¹ 団塊の世代：日本において第一次ベビーブームが起きた昭和22年から昭和24年までに生まれた世代

² 地域共生社会：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

3 計画の位置付け

本計画は、介護保険法第118条に基づく介護保険事業支援計画及び老人福祉法第20条の9に基づく老人福祉計画として定める本県における高齢者の総合計画であり、県の総合計画である埼玉県5か年計画の分野別計画です。

また、埼玉県地域保健医療計画や埼玉県地域福祉支援計画などの関連する県計画や、市町村が策定する介護保険事業計画及び老人福祉計画との整合性を図りつつ策定しています。

関連する県の主な計画	
・ 埼玉県5か年計画	・ 埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略
・ 埼玉県地域保健医療計画	・ 埼玉県地域福祉支援計画
・ 埼玉県障害者支援計画	・ 埼玉県健康長寿計画
・ 埼玉県高齢者居住安定確保計画 など	

4 計画の期間

平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3か年計画です。

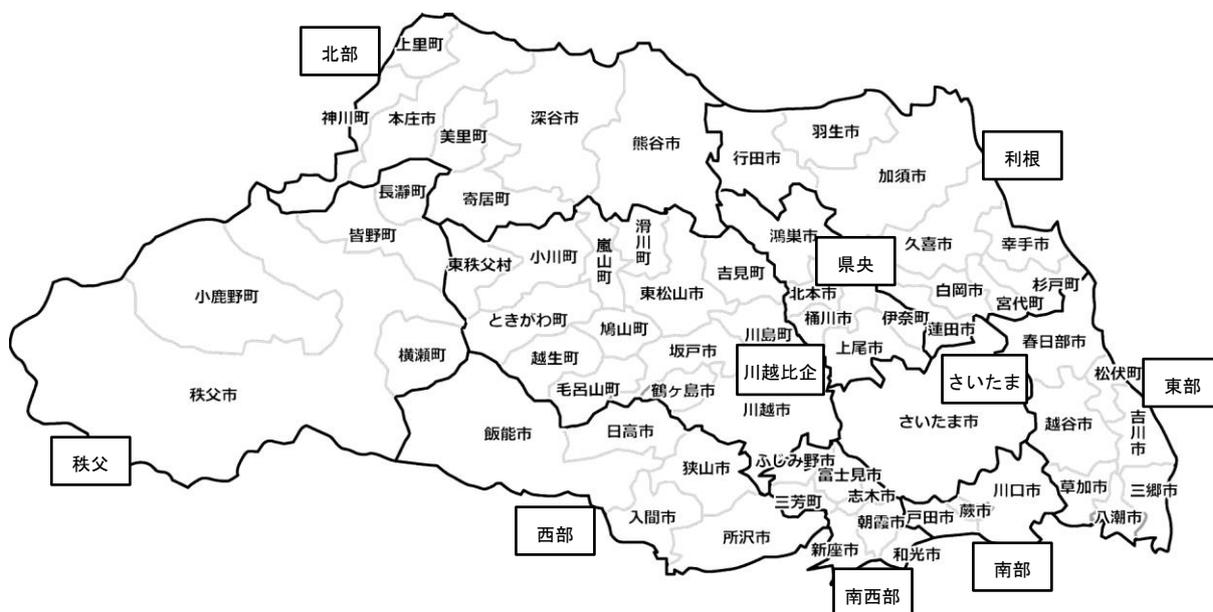
計画期間中の法改正及びそれに伴う制度改正、社会情勢の著しい変化、高齢者福祉に関する状況の変化などに応じて計画の変更を行うことがあります。

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
第6期計画	→								
第7期計画				→					
第8期計画							→		

5 老人福祉圏域の設定

本県では、福祉サービスと保健医療サービスの一体的な整備を図る観点から、埼玉県地域保健医療計画で定める二次保健医療圏³と一致した10の老人福祉圏域を設定しています。

施設整備などにあたっては、圏域ごとに整備を図ることにより、県全体がバランスのとれた施設サービスの提供主体を確保できるように取組を推進します。



圏域	福祉事務所	圏域内市町村
南 部	東部中央	川口市、蕨市、戸田市
南 西 部	西 部	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
東 部	東部中央	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
さいたま	東部中央	さいたま市
県 央	東部中央	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
川越比企	西 部	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
西 部	西 部	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
利 根	東部中央	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
北 部	北 部	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩 父	秩 父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

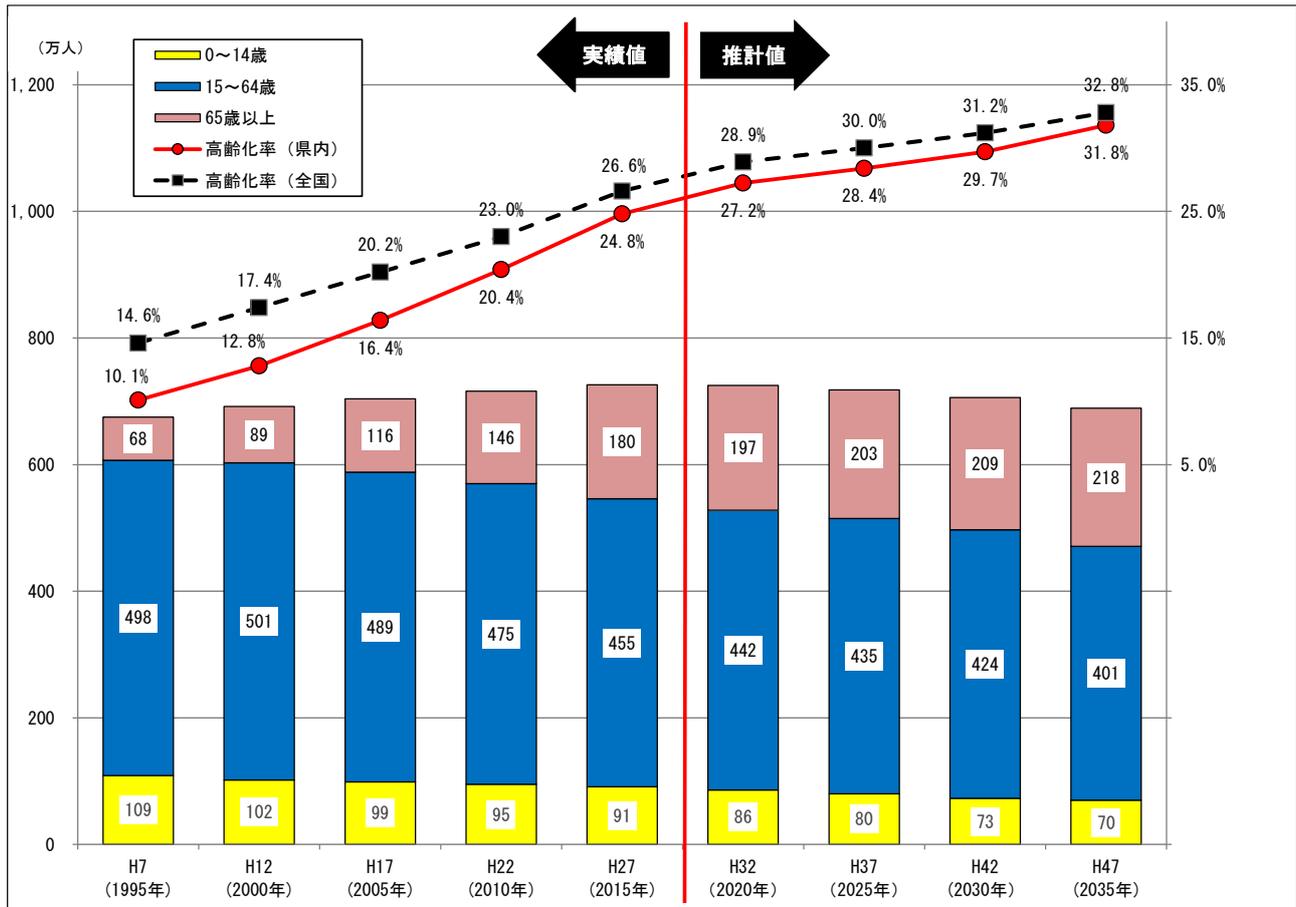
³ 二次保健医療圏：病院における入院治療の提供体制を整備することが相当と認められる地域の単位。なお、この他に県民が医師などに最初に接し、診療や保健指導を受ける圏域（概ね市町村の区域）である一次保健医療圏、専門的かつ特殊な保健医療サービスを提供する地域（埼玉県全域）である三次保健医療圏がある。

第2章 高齢者の現状と将来推計

1 将来人口及び高齢化率の見通し

平成27年の本県の高齢者（65歳以上）人口は約180万人、高齢化率は24.8%となっています。平成37年の高齢者人口は約203万人、高齢化率は28.4%となる見込みです。

単位：万人、%



出典：H7～H27：総務省「国勢調査」

H32～H47：埼玉県推計

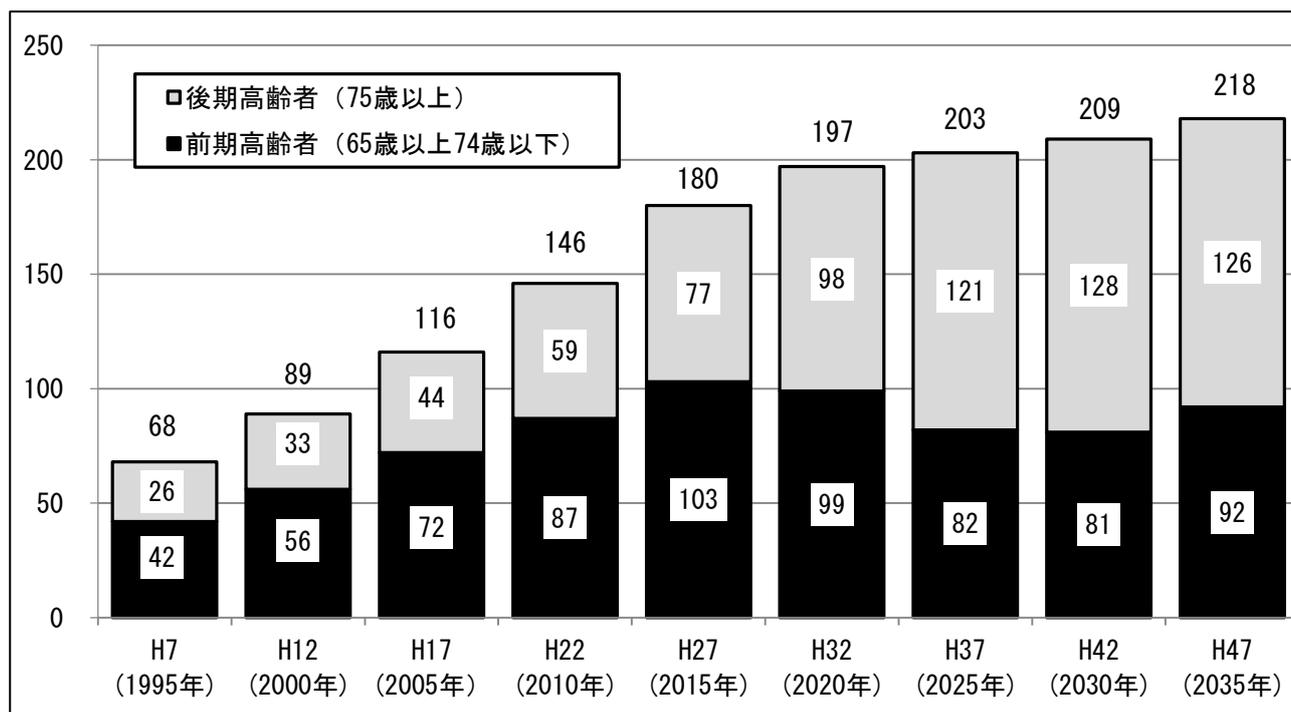
全国の高齢化率は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口（平成29年（2017年）3月推計）」

2 高齢者人口における前期高齢者・後期高齢者の構成の見通し

平成27年の本県の後期高齢者（75歳以上の方）人口は約77万人となっています。いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年には約121万人に増加し、10年間で約1.6倍となる見込みです。

全国の都道府県との比較では、本県は、今後、全国で最も早いスピードで後期高齢者が増加すると見込まれています。

単位：万人



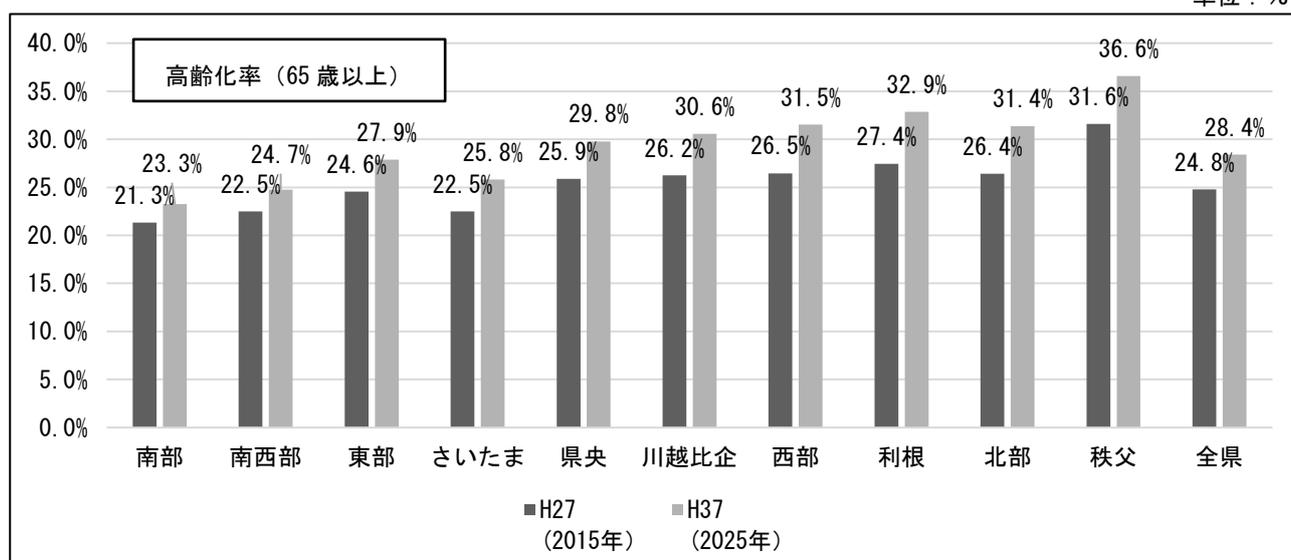
出典：H7～H27：総務省「国勢調査」

H32～H47：埼玉県推計

3 老人福祉圏域別の高齢化率の見通し

全ての圏域において高齢化が進展する中、平成37年には、県央、川越比企、西部、利根、北部、秩父の6つの圏域で、高齢化率（人口に占める65歳以上の割合）が全県の28.4%を上回る見込みです。

単位：%

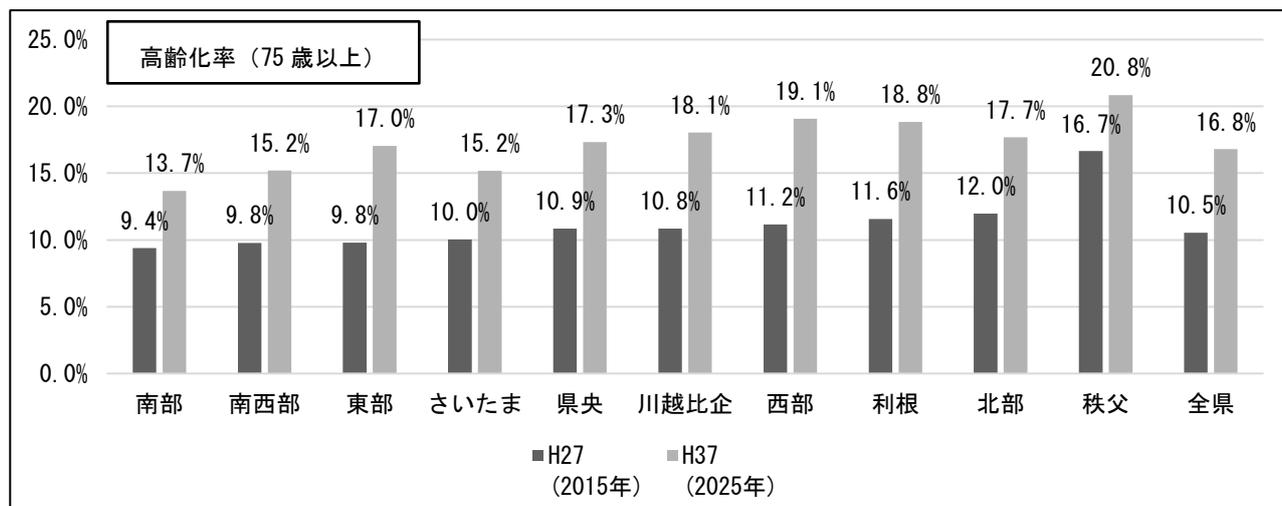


出典：H27：総務省「国勢調査」

H37：埼玉県推計

また、人口に占める75歳以上の割合では、平成37年には7つの圏域で全県の16.8%を上回る見込みです。

単位：%



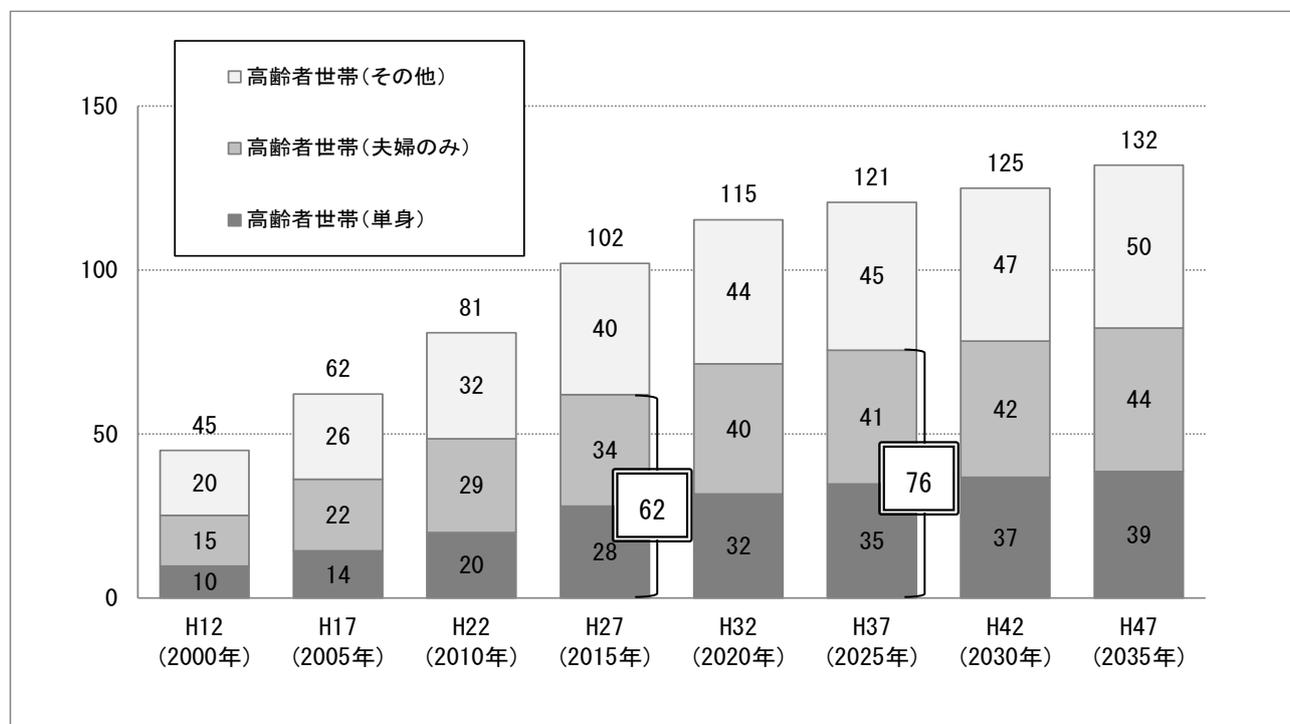
出典：H27：総務省「国勢調査」

H37：埼玉県推計

4 高齢者単独世帯・高齢夫婦世帯数の見通し

平成27年の本県の高齢者世帯のうち、高齢者が単身で暮らす世帯及び高齢夫婦のみ世帯数は約62万世帯です。平成37年には約76万世帯に増加する見込みです。

単位：万世帯



出典：H12～H27：総務省「国勢調査」

H32～H47：埼玉県推計

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しません。

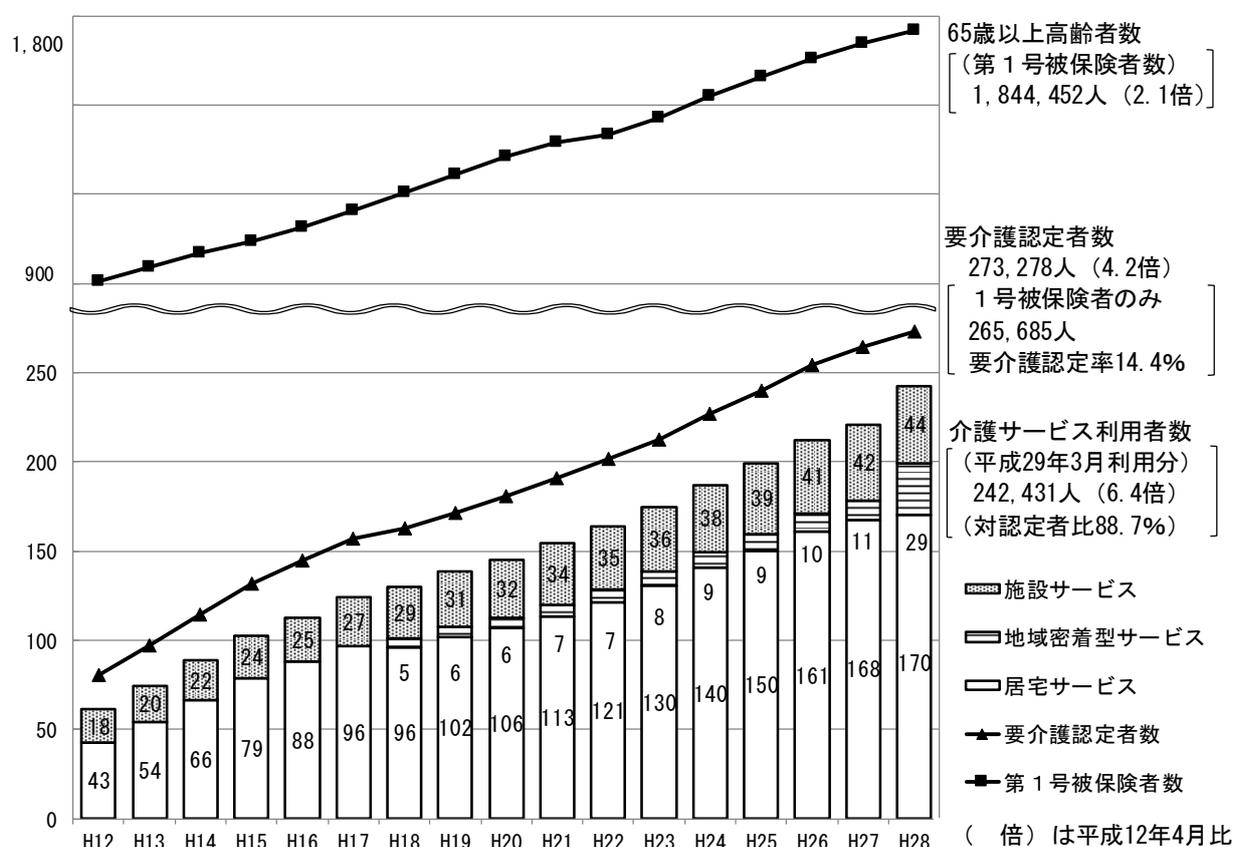
5 第1号被保険者数、要介護認定者数及び介護サービスの利用者数

本県の平成28年度末の要介護（要支援）認定者数は約27万人で、介護保険制度創設時の平成12年4月と比較すると、約4.2倍に増加しています。介護保険の第1号被保険者⁴は約184万人、このうち要介護（要支援）認定者は約26万人で、その割合は約14.4%となっています。

また、要介護（要支援）認定者のうち、実際に介護サービスを利用している方は約24万人で、その割合は88.7%となっています。

利用されているサービスは、居宅サービスが70.3%で最も多く、次いで施設サービスが18.0%、地域密着型サービスが11.8%となっています。

単位：千人

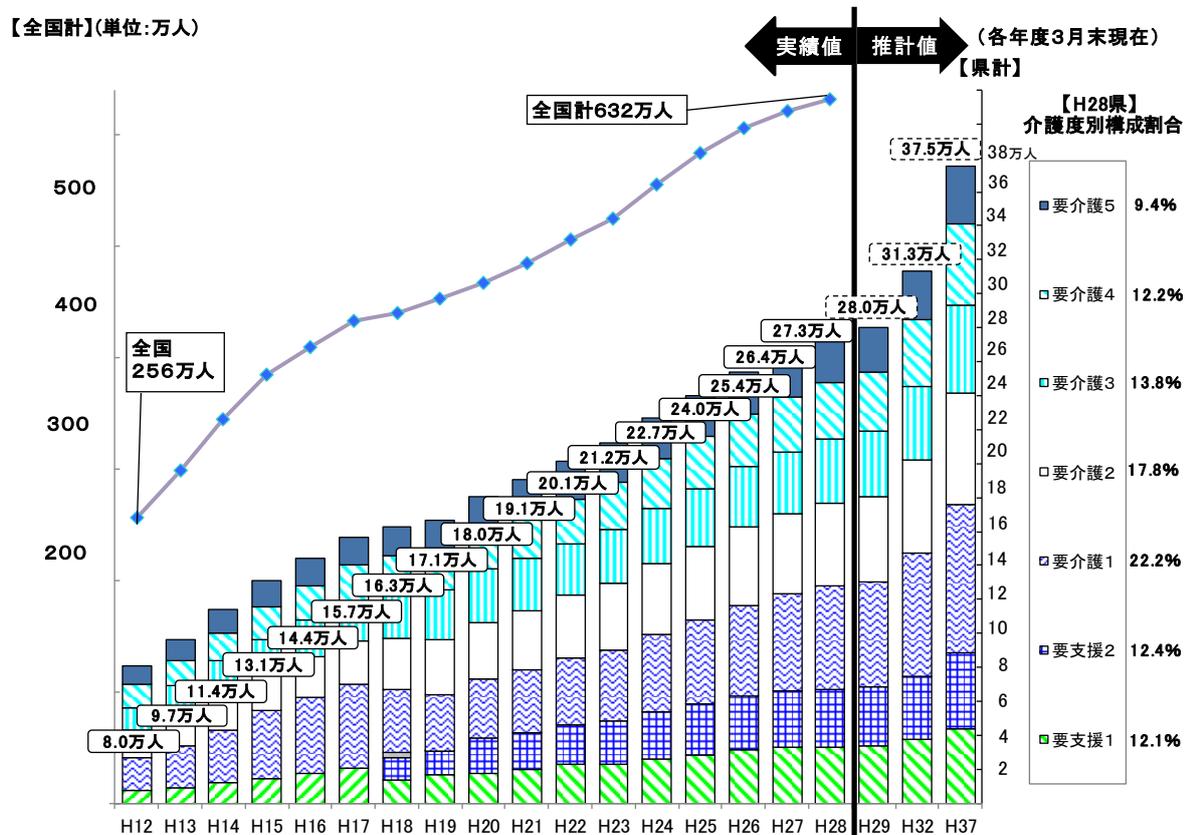


出典：埼玉県福祉部地域包括ケア課「介護保険事業状況報告」（各年度3月末日）

⁴ 介護保険の第1号被保険者：県内市町村（又は大里広域市町村圏組合：熊谷市、深谷市、寄居町で構成されている。）を被保険者とする65歳以上の方

6 要介護度別認定者の割合の推移

本県の平成28年度末の要介護（要支援）認定者の割合を要介護度別にみると、要介護1が22.2%で最も高く、次いで要介護2、要介護3となっています。



出典：H12～H28：埼玉県福祉部地域包括ケア課「介護保険事業状況報告」（各年度3月末日）
H29～H37：埼玉県推計

7 主な介護サービス事業所数

本県の平成28年度末の介護サービス事業所数を介護保険制度創設時と比べると、通所介護については約4.1倍、認知症対応型共同生活介護については約41.6倍に増加しています。

	平成12年4月	平成28年度末
訪問介護	423	1,332
通所介護	256	1,042
短期入所生活介護	165	511
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	165	364 ※地域密着型を含む
介護老人保健施設	77	167
認知症対応型共同生活介護	10	416

埼玉県福祉部高齢者福祉課調

8 シニアの地域社会活動への参加

平成29年度の県政世論調査によると、地域活動やNPO・ボランティア活動に参加したことがあるシニア（60歳以上の方）の割合は39.1%となっています。

問：あなたは、過去1年間に、自治会活動（清掃活動や防犯パトロール、地域運動会への参加など）やPTA活動、子供会活動、学校応援団（読み聞かせボランティアなど）、障がい者や高齢者の方々のための活動、青少年健全育成のための活動、みどりと川の再生活動など、地域活動やNPO・ボランティア活動に参加したことがありますか。

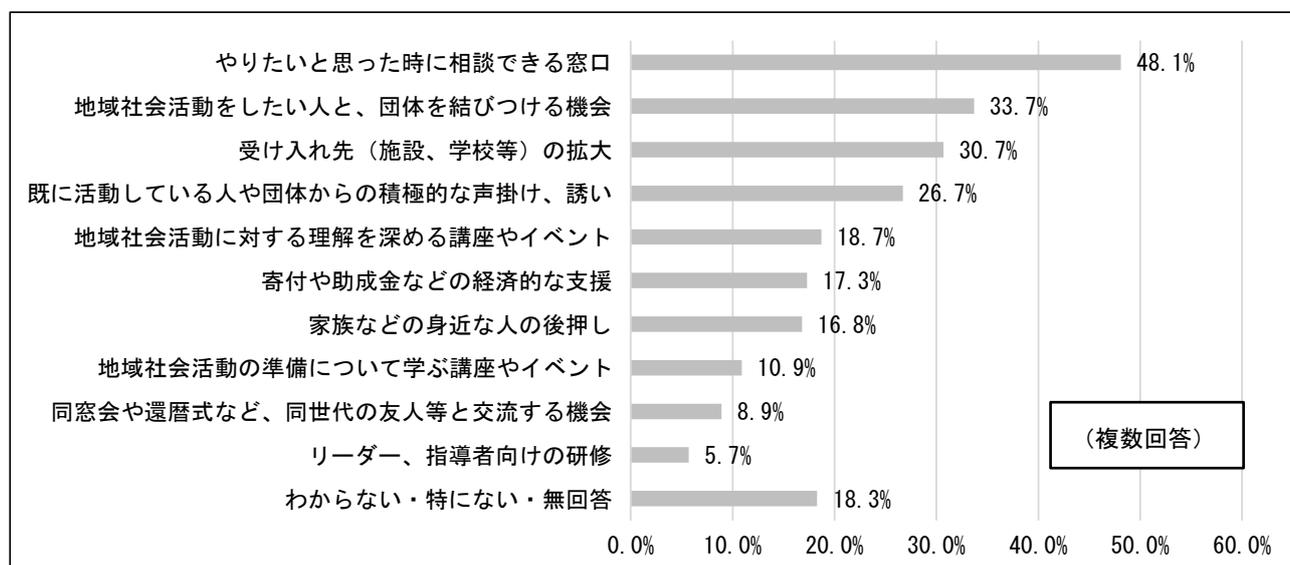
	ある	ない	無回答
18、19 歳	26.7%	73.3%	
20 歳代	9.6%	90.4%	
30 歳代	36.6%	63.4%	
40 歳代	43.0%	57.0%	
50 歳代	39.3%	60.7%	
60 歳代	42.1%	57.6%	0.3%
70 歳以上	36.7%	63.1%	0.2%
計	37.0%	62.9%	0.1%

出典：埼玉県県民生活部広聴広報課「平成29年度県政世論調査」

9 シニアの地域社会活動を活発にするために必要なこと

平成29年度の県政世論調査によると、シニアの地域社会活動を活発にするために必要なことは、「やりたいと思った時に相談できる窓口」が48.1%で最も高く、次いで、「地域社会活動をしたい人と団体を結びつける機会」が33.7%、「受け入れ先（施設、学校等）の拡大」が30.7%となっています。

単位：%

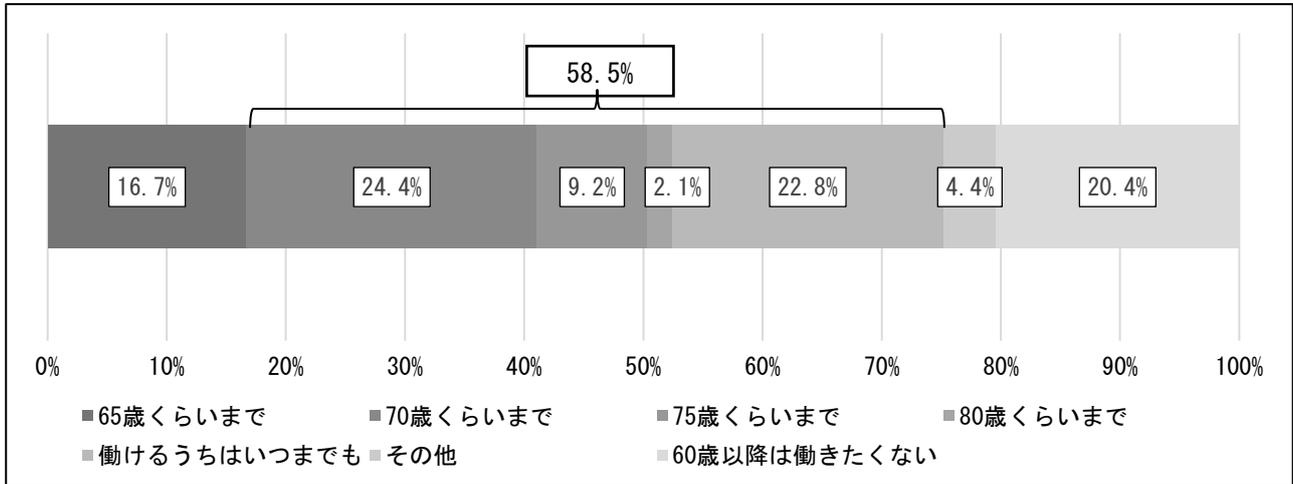


出典：埼玉県県民生活部広聴広報課「平成29年度県政世論調査」

10 高齢者の就労希望年齢

平成29年6月に実施した県政サポーターアンケートによると、「少なくとも70歳くらいまで働きたい」と考える方は58.5%となっています。

単位：%



県政サポーターアンケート（平成29年6月）を基にした埼玉県産業労働部シニア活躍推進課調

11 平均寿命と長寿の状況

我が国の平均寿命は、平成28年現在、男性80.98歳、女性87.14歳となっています。

また、本県の健康寿命⁵は概ね延びる傾向にあり、平成27年の本県の健康寿命は男性17.19年、女性20.05年となっています。

本県の百歳以上の高齢者は、平成29年9月現在、2,339人で、12年前（平成17年）と比較すると、約3.4倍となっています。

【平均寿命の国際比較】

単位：年

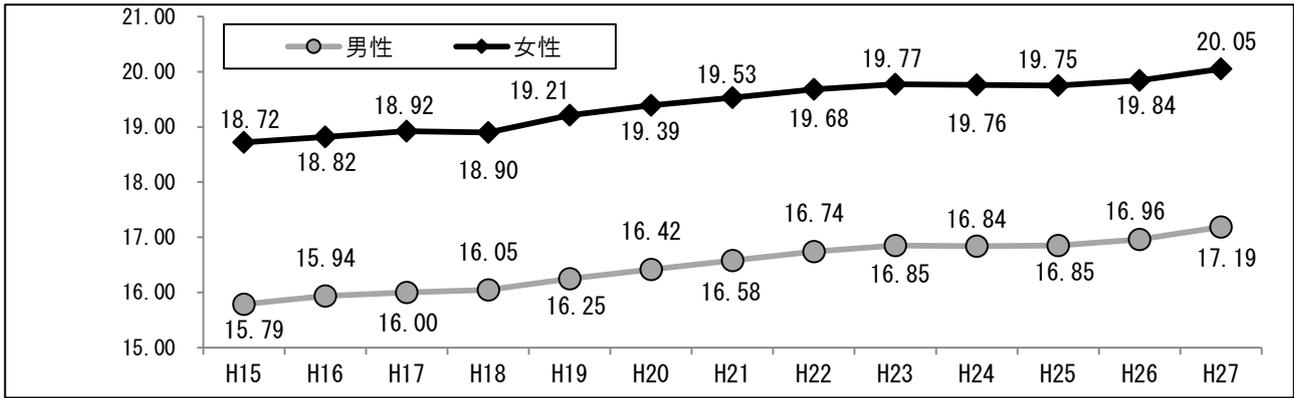
国名	男	女	国名	男	女	国名	男	女
日本	80.98	87.14	アメリカ合衆国	76.4	81.2	インド	66.9	70.0
韓国	79.0	85.2	イギリス	79.09	82.82	ブラジル	71.9	79.1
中国	73.64	79.43	フランス	79.3	85.4	エジプト	70.5	73.3

出典：厚生労働省「平成28年簡易生命表」

⁵ 健康寿命：65歳の人々が健康で自立した生活を送ることができる期間。具体的には、65歳になった人が要介護2以上になるまでの平均的な年数を算出したもの。

【本県の健康寿命の推移】

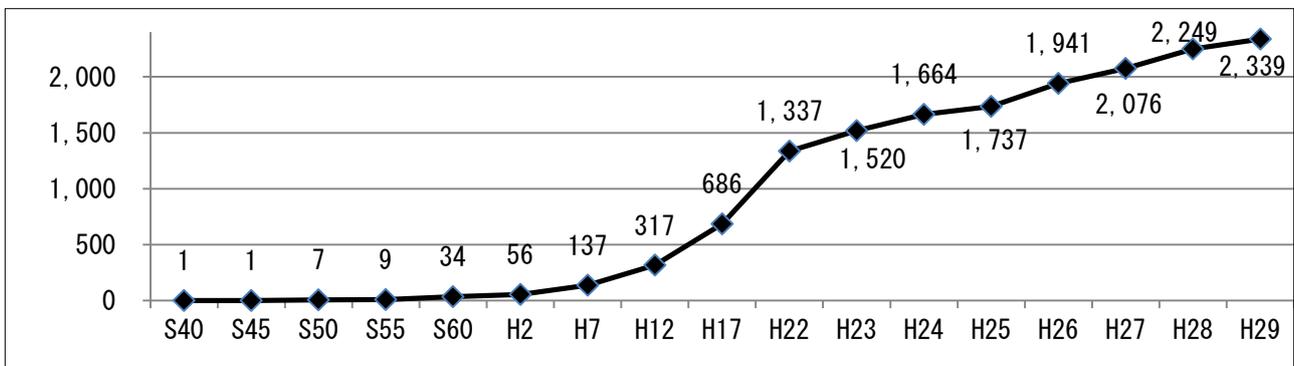
単位：年



埼玉県衛生研究所調

【本県の百歳以上高齢者数の推移】

単位：人

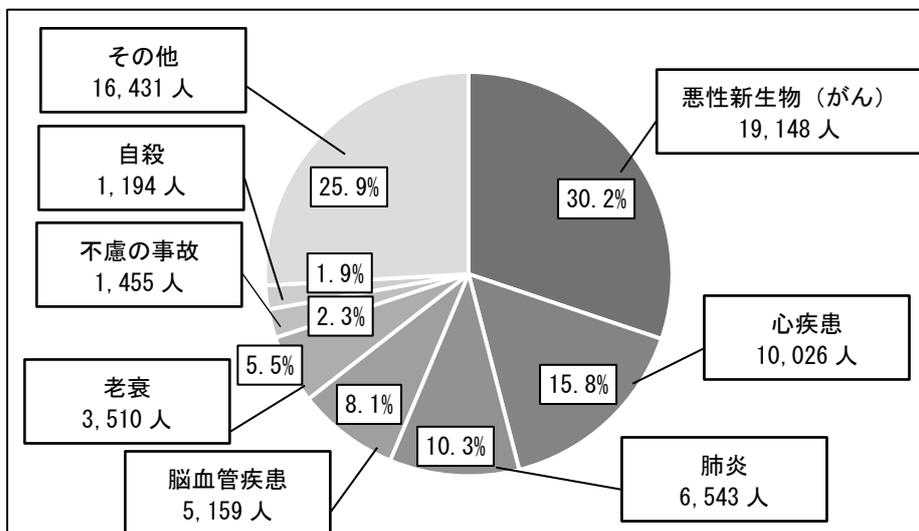


出典：埼玉県福祉部高齢者福祉課「百歳高齢者等関係調査」(各年9月1日現在)

1 2 本県の死因別死者数と構成比

平成28年の人口動態統計によると、県民全体の死亡者を死因別に見た場合、悪性新生物(がん)が30.2%、心疾患が15.8%、肺炎が10.3%、脳血管疾患が8.1%となっており、いわゆる生活習慣病に起因するものが半数以上を占めています。

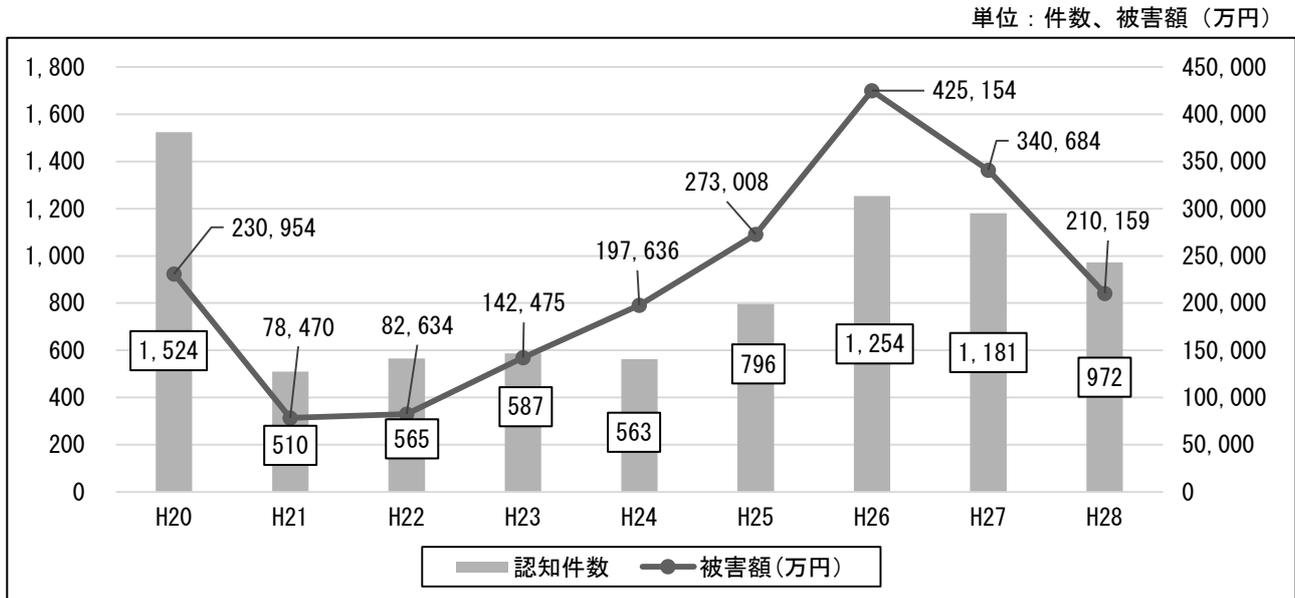
単位：人



出典：埼玉県保健医療部保健医療政策課「平成28年埼玉県の人口動態概況」

1 3 特殊詐欺⁶の認知件数・被害金額

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺は、平成28年には認知件数が972件、被害総額は約21億円となっています。



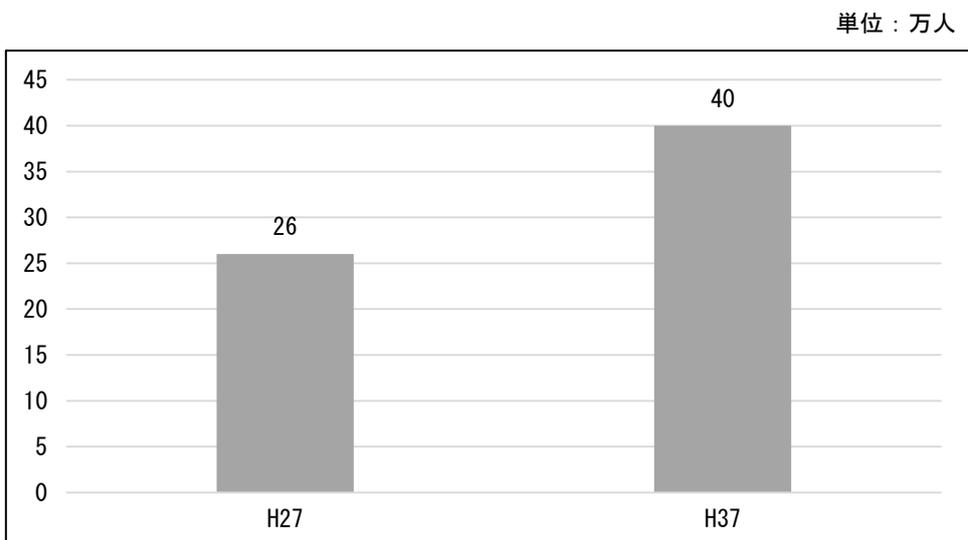
埼玉県警察本部調

※平成22年までは振り込め詐欺のみ、平成23年からはその他の特殊詐欺を含む特殊詐欺総数

1 4 認知症高齢者

平成27年現在、県内の認知症を有する高齢者は約26万人と推計されています。

認知症高齢者は、今後、これまで以上のペースで増加すると見込まれており、平成37年には約40万人に達する見込みです。



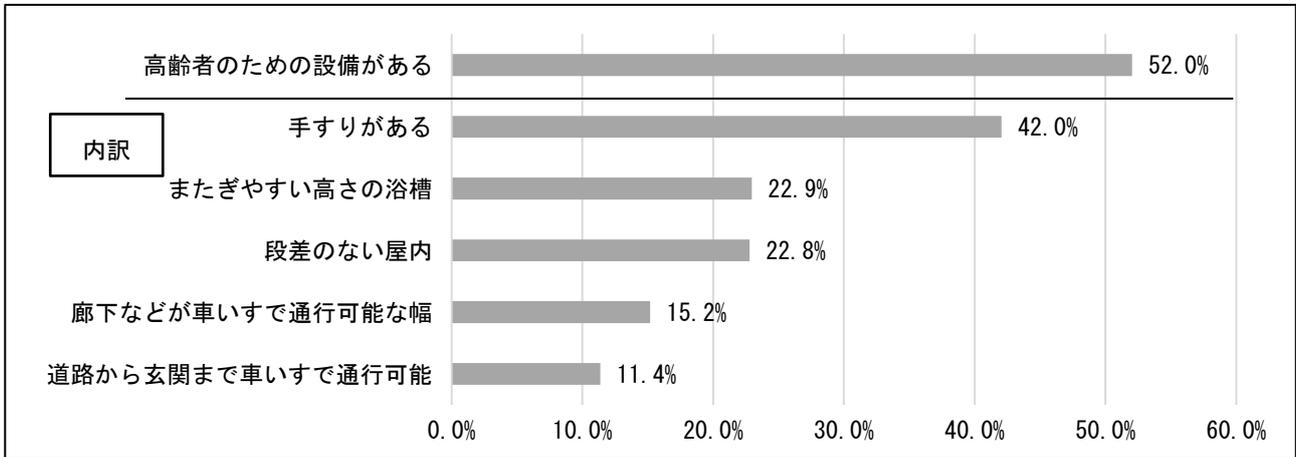
埼玉県福祉部地域包括ケア課調

⁶ 特殊詐欺：オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺などの「振り込め詐欺」に加え、平成24年から増加している金融商品等取引名目の詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目の詐欺、異性との交際あっせん名目の詐欺及びそれ以外の特殊詐欺の8種類の総称

15 住まいのバリアフリー化の状況

本県におけるバリアフリーの設備がある住宅⁷の割合は、住宅全体の52.0%となっており、設備の内訳は、「手すりがある」が42.0%、「またぎやすい高さの浴槽」が22.9%、「段差のない屋内」が22.8%となっています。

単位：%

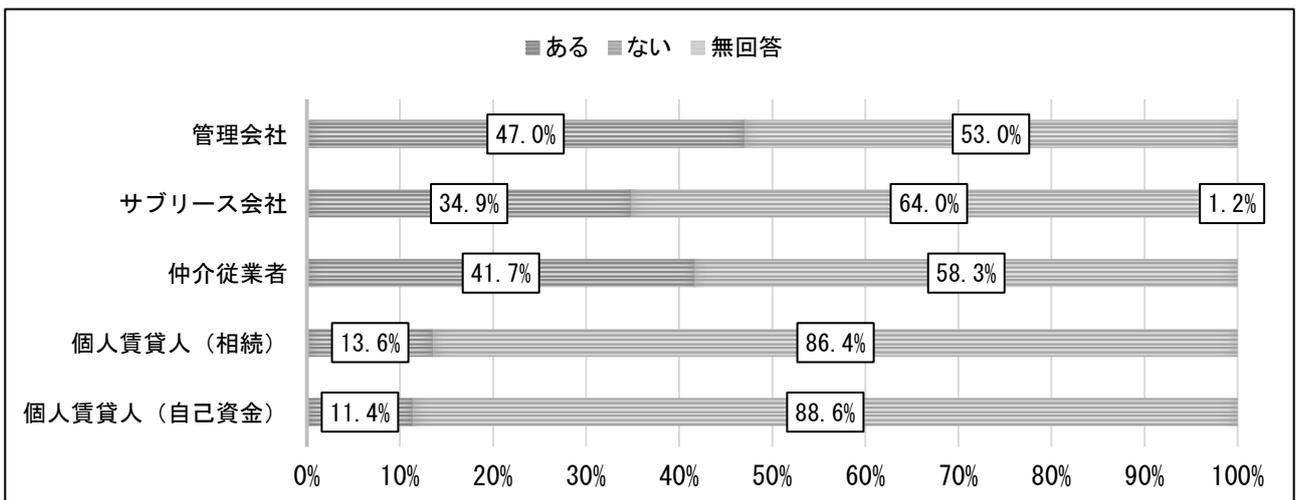


出典：総務省「平成25年度住宅・土地統計調査」

16 高齢者に対する入居制限

国土交通省などによる調査結果によると、民間賃貸住宅においては、管理会社・サブリース会社⁸・仲介業者の約3割から5割、個人賃貸人の約1割が「高齢者に貸さない（もしくは賃貸人が貸さないと判断している）」としており、高齢者の入居制限を行っています。

単位：%



出典：「高齢者等の居室での死亡事故等に対する賃貸人の不安解消に関する調査」（平成25年3月）

実施主体：株式会社三菱総合研究所（国土交通省補助事業）

⁷ バリアフリー化の設備がある住宅：「手すり」「またぎやすい高さの浴槽」「廊下などが車椅子で通行可能な幅」「段差のない屋内」「道路から玄関まで車いすで通行可能」などのいずれかがあるもの

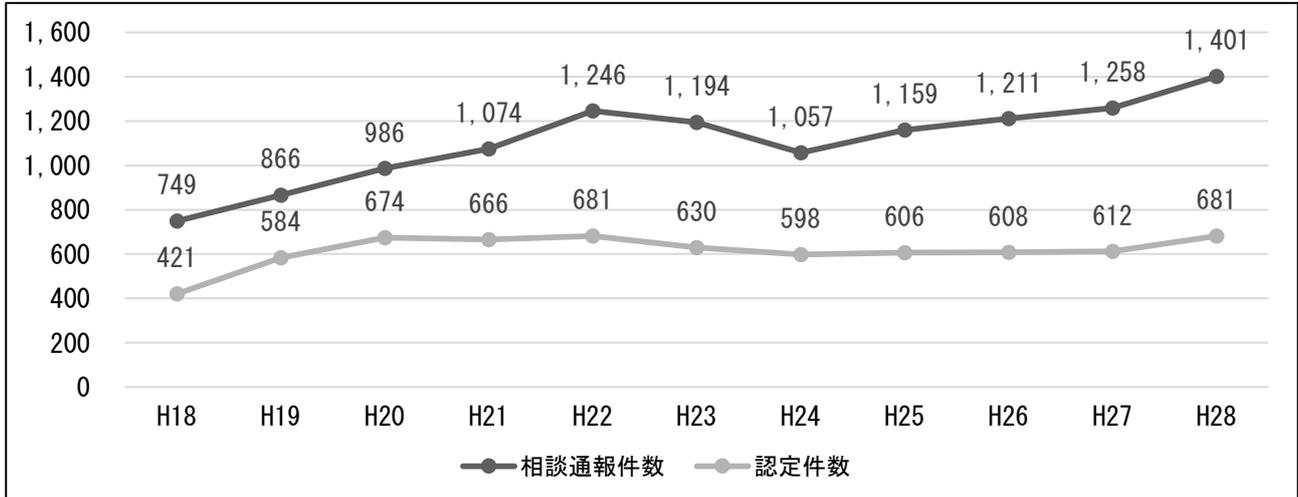
⁸ サブリース会社：物件を不動産会社等が一括して賃借し、それを分割又はそのまま一括して第三者に転貸する事業形態の会社

17 高齢者虐待の相談通報・認定件数

平成28年度の県内市町村への家族などの養護者による高齢者虐待の通報件数は1,401件となっており、増加傾向にあります。

また、平成28年度に県内市町村が虐待と認定した事例は681件となっています。

単位：件数

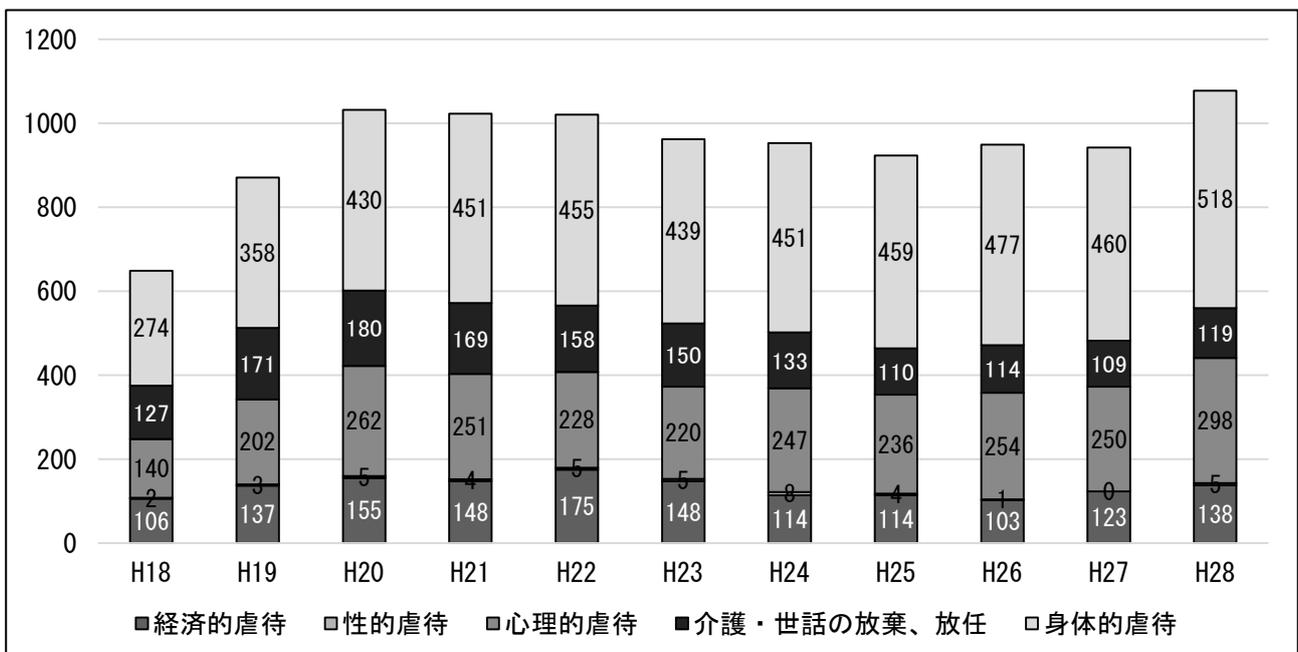


埼玉県福祉部地域包括ケア課調

18 高齢者虐待の類型

家族などの養護者による高齢者虐待の状況について、平成28年度に県内市町村が虐待と認定した事例では、身体的虐待が518件で最も多く、次いで心理的虐待、経済的虐待となっています。

単位：件数



埼玉県福祉部地域包括ケア課調

※事例によっては複数の類型に該当する場合がありますため、虐待認定件数とは一致しません。

19 生活保護を受給している高齢者世帯数

平成27年度の全国における生活保護を受給している世帯は約163万世帯で、うち高齢者世帯は約83万世帯となっており、その割合が初めて5割を超えました。

また、本県における生活保護を受給している世帯は71,045世帯で、うち高齢者世帯は33,447世帯となっており、その割合は47.1%となっています。

【世帯】類型別被保護世帯数（平成27年度） 単位：世帯

	合 計	うち高齢者世帯
全 国	1,626,919	826,656 (50.8%)
埼玉県	71,045	33,447 (47.1%)

出典：埼玉県福祉部社会福祉課「埼玉県の生活保護」（平成27年度）

20 介護職員の充足状況

平成28年度介護労働実態調査によると、「職員が不足している」と回答した本県の事業所は60.9%でした。

介護現場は人材不足の状況が続いており、今後、ますます高齢化が進む中、介護人材の確保・定着は喫緊の課題となっています。

【職員の過不足（埼玉県）】

大いに不足	不 足	やや不足	適 当	過 剰
6.8%	19.3%	34.8%	38.6%	0.4%

60.9%

出典：介護労働安定センター「平成28年度介護労働実態調査」

21 平成37年度の介護職員数の推計

平成30年5月に厚生労働省が公表した「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」によると、本県の介護職員数は、平成28年度で約8.1万人でしたが、平成37年度には約11.6万人の介護職員が必要となると見込まれ、約3.5万人増やす必要があります。

22 介護従事者の給与水準

勤続年数、平均年齢などの要素の違いがあり単純比較はできませんが、介護分野の従事者の平均賃金は、他の産業と比較して低い傾向にあります。

また、介護現場の厳しい職場環境を反映して、離職率が高く、働く上での悩みや不満として「人手が足りない」や「仕事内容のわりに賃金が低い」といった理由が高い割合を占めています。

【常勤労働者の勤続年数及び給与額（埼玉県）】

区分		年齢	勤続年数	給与額 ※
全労働者		42.5 歳	11.6 年	327.5 千円
福祉 職員	福祉施設介護員	41.3 歳	6.5 年	249.1 千円
	ホームヘルパー	44.8 歳	6.9 年	263.3 千円

※「決まって支給する給与額」

出典：厚生労働省「平成 29 年賃金構造基本統計調査」

【離職率】

介護職	埼玉県	22.1%
	全 国	16.7%
全職種	埼玉県	13.4%
	全 国	15.0%

出典：介護労働安定センター「平成 28 年度介護労働実態調査」、厚生労働省「平成 28 年雇用動向調査」

【労働条件等についての悩み、不安、不満等（埼玉県）（複数回答）】

人手が足りない	54.9%
仕事内容のわりに賃金が低い	42.3%
有給休暇が取りにくい	30.8%
業務に対する社会的評価が低い	29.9%
身体的負担が大きい（腰痛や体力に不安がある）	28.5%

出典：介護労働安定センター「平成 28 年度介護労働実態調査」

2.3 介護給付費

介護保険制度の創設以来、要介護認定者数や介護サービスの利用者数が増え続けていることに伴い、介護給付費や介護保険料が増加しています。

計画期間	第 1 期 (H12～H14)	第 2 期 (H15～H17)	第 3 期 (H18～H20)	第 4 期 (H21～H23)	第 5 期 (H24～H26)	第 6 期 (H27～H29)
介護 給付費	1,235 億円	1,884 億円	2,273 億円	2,816 億円	3,450 億円	—
伸び率	—	52.5%	20.6%	23.9%	22.5%	—
介護 保険料	2,644 円	2,859 円	3,577 円	3,720 円	4,506 円	4,835 円
伸び率	—	8.1%	25.1%	4.0%	21.1%	7.3%

埼玉県福祉部地域包括ケア課調

※介護保険料は埼玉県全体の平均。保険者（市町村）ごとに異なる。

第3章 施策の展開

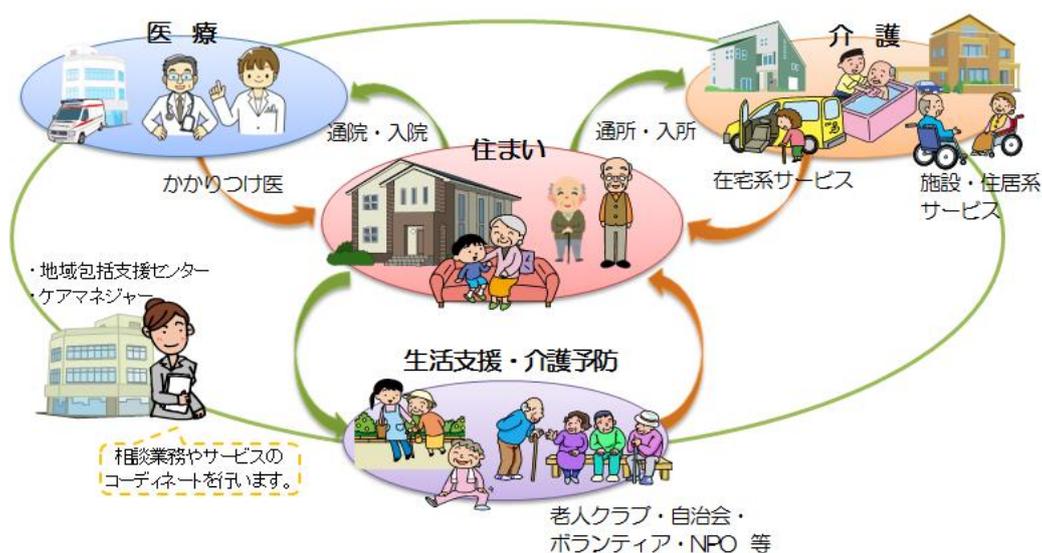
元気な高齢者が社会の担い手として様々な分野において活躍できる社会を目指すとともに、地域包括ケアシステムの構築を更に推進し、必要なサービスや支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指すため、次の5つの柱を基本目標に施策を展開します。

● 施策の基本目標

- 第1節 高齢者の活躍支援と安心して暮らせるまちづくり
- 第2節 住み慣れた地域での暮らしを支える地域包括ケアシステムの構築
- 第3節 介護保険施設等の整備
- 第4節 介護人材の確保・定着・イメージアップ
- 第5節 介護保険の円滑な制度運営

【地域包括ケアシステム】

医療や介護、生活支援が必要な状況になっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域の中で医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが包括的に提供される体制



出典：厚生労働省ホームページ

施策の体系

基本目標	施策	個別項目	
第1節 高齢者の 活躍支援と 安心して暮らせる まちづくり	1 多様な活動支援	(1) 多様な学習機会の提供	
		(2) 地域活動への参加促進	
		(3) スポーツや文化活動への参加支援	
	2 就業の支援	(1) 多様な働き方の支援	
		(2) 職業訓練の実施	
	3 生涯を通じた健康の確保	(1) 健康長寿社会づくりの推進	
		(2) 生活習慣病の予防対策の推進	
		(3) 介護予防の推進	
	4 暮らしの安心・安全	(1) 交通事故の防止	
		(2) 高齢者を狙った犯罪・消費者被害の防止	
		(3) 防災対策の推進	
		(4) 公共施設等のバリアフリー化	
		(5) ユニバーサルデザインの推進	
	第2節 住み慣れた地域で の暮らしを支える 地域包括ケア システムの構築	1 自立支援、介護予防の推進	(1) 自立支援型ケアマネジメントの促進
			(2) 地域包括支援センターの機能強化
			(3) 介護予防の推進【再掲】
2 医療と介護の連携強化		(1) 在宅医療・介護連携の推進	
		(2) 在宅医療体制の充実	
3 生活支援体制の整備		(1) 生活支援サービスの体制整備の促進	
		(2) 地域リハビリテーションの推進	
		(3) 地域密着型サービスの充実	
		(4) 介護を行う家族等への支援	
		(5) 福祉用具の普及促進	
4 認知症施策の推進		(1) 認知症の理解の促進及び家族への支援	
		(2) 早期発見・早期支援体制の整備	
		(3) 若年性認知症等の方への支援	
		(4) 権利擁護の促進	
5 高齢者の住まいの充実		(1) 多様な住まいの供給	
		(2) 公営住宅における支援	
		(3) 住宅のバリアフリー化の促進	

施策の体系

基本目標	施策	個別項目
	6 高齢者の孤立、虐待及び 貧困の防止	(1) 高齢者の孤立の防止
		(2) 高齢者に対する虐待の防止
		(3) 高齢者の貧困の防止
第3節 介護保険施設等の 整備	1 特別養護老人ホーム等の 整備	(1) 特別養護老人ホームの整備
		(2) 介護老人保健施設の整備
		(3) 生活環境の改善促進
		(4) 特別養護老人ホーム等に関する情報提供
		(5) 介護医療院の設置
	2 介護付有料老人ホーム等の設置	
	3 施設の災害対策及び防犯 対策の促進	(1) 災害対策及び防犯対策の促進
		(2) 監査指導・検査等の実施
第4節 介護人材の 確保・定着・ イメージアップ	1 介護人材の確保・定着・ イメージアップ	(1) 介護資格のない者への就業支援
		(2) 離職中の有資格者の復職支援
		(3) 外国人の介護現場での就労支援等
		(4) 働きやすい職場環境の整備促進
		(5) 給与改善の促進
		(6) 介護のイメージアップ
	2 介護人材の専門性の向上	
第5節 介護保険の円滑な 制度運営	1 保険者機能の強化	
	2 介護給付適正化の推進	
	3 適正な事業運営の確保	(1) 指導、監査の実施
(2) 介護サービス情報の公表		

第1節 高齢者の活躍支援と安心して暮らせるまちづくり

【現状と課題】

高齢者が本人の意欲や希望に合わせ、貴重な「人財」としてその力を十分に発揮できるような社会の仕組みづくりが必要です。

働く意欲のある高齢者が働き続けられるよう、企業での環境づくりや就業支援を推進するとともに、地域活動やボランティアに関心のある高齢者が活動に参加できるきっかけづくりなどの支援が求められます。

また、より多くの高齢者が社会の担い手としていつまでも元気に活躍できるよう、健康長寿の取組が必要となります。

【課題への対応】

高齢者が生き生きと元気で社会の担い手として活躍できるよう、学習機会を提供するとともに、地域活動への参加を支援します。

また、就業相談や職業訓練の実施など、高齢者に対するきめ細かな就業支援を行います。

あわせて、県民一人一人が生涯にわたって心身の健康を維持していけるよう、健康長寿社会づくりや生活習慣病の予防などの取組を推進します。

さらに、高齢者の交通事故や高齢者を狙った犯罪の防止、消費者被害の防止、災害時の避難支援体制の確立など、暮らしの安心・安全を確保するとともに、公共施設などのバリアフリー化を促進するなど、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

1 多様な活動支援

(1) 多様な学習機会の提供

県民の様々な学習ニーズに応えるため、ライフステージに合わせた多様な学習機会を提供します。

	主な取組
1	(公財)いきいき埼玉 ⁹ と連携し、高齢者が地域で活動するための知識や技術を取得する機会を提供し地域活動のリーダーとして活躍できる人材を育成するとともに、市町村が実施する高齢者向けの学習機会の提供を支援します。
2	県内や近隣の大学と協力して、大学の開放授業講座（リカレント教育） ¹⁰ を実施します。
3	高齢者向け市民大学などに関する情報を埼玉県ホームページ内の「生涯学習ステーション」にて提供します。
4	県民への多様な学習機会の提供のため、県内の県立学校などにおいて、学校の特色を活かし、様々な講座を実施します。

⁹ (公財)いきいき埼玉：県民活動総合センター（伊奈町）に本部を置く、NPO・ボランティア活動、生涯学習活動、高齢者の生きがいづくりや地域参加、就業機会の提供等に関する事業を行っている公益財団法人

¹⁰ 大学の開放授業講座（リカレント教育）：埼玉県と協定を締結した大学において、一部の授業を55歳以上の方を対象に開放するもの。生活の充実や社会参加のきっかけづくりを目的としている。

5	県民が主体的に学習活動に参加できるよう、県立学校の学習・文化施設を地域に開放します。
6	県政出前講座 ¹¹ を通じ、県政について分かりやすく説明し、高齢者の知識の習得を支援します。

数値目標	現状値 (平成 29 年度末見込み)	目標値 (平成 32 年度末)
大学の開放授業講座(リカレント教育)受講者数	734 人/年	770 人/年

(2) 地域活動への参加促進

県民の地域活動への参加を促進するとともに、NPOやボランティア活動に関する総合的な情報提供を行います。

また、老人クラブが行うボランティアなどの活動を支援します。

	主な取組
7	彩の国コミュニティ協議会を通じて、市町村協議会が行う地域活動を支援し、県民のコミュニティ活動への参加を促進します。
8	NPO・ボランティア団体など、共助の担い手を支援するために必要な情報の収集や発信が容易にできる総合的な双方向の情報システム「NPO情報ステーション」及び埼玉県共助総合ポータルサイト「埼玉共助スタイル」を運営し、県民へ情報を提供します。
9	シニアの地域デビューを後押しする取組を行う市町村への補助、シニアボランティア養成講座及び地域活動の魅力発信事業を行います。
10	ボランティア活動など地域福祉活動の支援や、ボランティア参加の促進を図ることにより、地域住民が支え合う福祉社会の構築を推進します。
11	老人クラブが行うボランティアなどの活動を支援します。

数値目標	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 33 年度)
地域社会活動に参加している 60 歳以上の県民の割合	39.1%	50.0%

※この数値目標は、本計画の上位計画である埼玉県5か年計画(平成29年度～平成33年度)の目標値であり、終期は平成33年度となっています。

¹¹ 県政出前講座：県の職員が、地域で行われる集会や団体の会議、学校の授業などに伺い、県政について分かりやすく説明する講座。県が重点的に取り組む事業や、安心、安全、福祉など県民の生活に関係の深いテーマを用意している。

(3) スポーツや文化活動への参加支援

スポーツや文化活動などを通じた高齢者の健康増進や仲間づくりを支援します。

主な取組	
12	全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ埼玉県選手団を派遣します。
13	彩の国プラチナフェスティバルとして、創作展及びシルバースポーツ大会を開催します。
14	広く県民のスポーツ参加を促すため、市町村やスポーツ団体と連携し、「県民スポーツの日（6月の第1日曜日）」に関する事業の実施と周知に努めます。
15	「スポーツプログラム」 ¹² の普及を通じ、高齢者のスポーツ活動の促進を図ります。
16	高齢者による演劇などの文化芸術活動の充実を図ります。
17	県民及び県内の芸術文化団体が主体となり、県内各地で様々な芸術文化活動の発表・展示などを行う芸術文化の祭典を開催します。

数値目標	現状値（平成28年度末）	目標値（平成33年度末）
週に1回以上スポーツをする県民の割合	52.9%	65.0%

※この数値目標は、本計画の上位計画である埼玉県5か年計画（平成29年度～平成33年度）の目標値であり、終期は平成33年度となっています。

¹² スポーツプログラム：国が今後作成するスポーツプログラム

2 就業の支援

(1) 多様な働き方の支援

働く意欲のある高齢者への就業支援を行うとともに、企業への働き掛けを通じ、高齢者の働く場を拡大します。

また、高齢者に地域での仕事を提供するシルバー人材センターを支援します。

主な取組	
18	就職支援セミナーや就職相談、職業紹介などを実施し、高齢者の就職を支援します。
19	シニアが働きやすい職場環境づくりなどを行う企業を「シニア活躍推進宣言企業」として認定し、高齢者の働く場の拡大を図ります。
20	地域における身近な働く場を提供するシルバー人材センター ¹³ への支援を行います。

数値目標	現状値（平成 28 年度末）	目標値（平成 33 年度末）
シニア活躍推進宣言企業数	408 社	2,500 社

※この数値目標は、本計画の上位計画である埼玉県5か年計画（平成 29 年度～平成 33 年度）の目標値であり、終期は平成 33 年度となっています。

(2) 職業訓練の実施

働きたい高齢者の職業能力の向上を図るため、県立高等技術専門校や民間教育訓練機関による職業訓練を行います。

主な取組	
21	県立高等技術専門校において、高齢者の就職に資する職業訓練を実施します。
22	民間の教育訓練機関等を活用し、高齢者の就職に資する職業訓練を実施します。

¹³ シルバー人材センター：生きがい求めて、また、仕事を通じて社会参加しようとする高齢者に対して、地域の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を提供する組織

3 生涯を通じた健康の確保

(1) 健康長寿社会づくりの推進

県民、県、市町村、民間団体などが一体となって、誰もが毎日を健康で生き生きと暮らすことができる健康長寿社会づくりを推進します。

	主な取組
23	「健康長寿埼玉モデル」 ¹⁴ を県内市町村に普及し、健康寿命の延伸を実現します。
24	ウォーキングや特定健康診査の受診などによりポイントを貯め、抽選により賞品が当たる「埼玉県コバトン健康マイレージ」を運用し、県民の健康増進を促進します。
25	県民自らが健康づくりを実践するとともに、健康に役立つ情報を草の根レベルで広めるため、「健康長寿サポーター」を養成します。

数値目標	現状値（平成 27 年）	目標値（平成 35 年）
健康寿命 ¹⁵	男性 17.19 年 女性 20.05 年	男性 17.79 年 女性 20.40 年

※この数値目標は、埼玉県地域保健医療計画（平成 30 年度～平成 35 年度）の目標値であり、終期は平成 35 年となっています。

数値目標	現状値（平成 25 年）	目標値（平成 34 年）
日常生活に制限のない期間 ¹⁶ の平均	男性 71.39 年 女性 74.12 年	男性 73.24 年 女性 76.83 年

※この数値目標は、埼玉県地域保健医療計画（平成 30 年度～平成 35 年度）の目標値であり、終期は平成 34 年となっています。

数値目標	現状値（平成 28 年度末）	目標値（平成 32 年度末）
健康長寿サポーターの延べ養成数	60,182 人	75,000 人

¹⁴ 健康長寿埼玉モデル：健康寿命の延伸や医療費の抑制を目指し、毎日 1 万歩運動や筋力アップトレーニングなどを推奨プログラムとして、県内の市町村の健康づくりを促す取組。参加者の体力などに応じた形で実施されている。

¹⁵ 健康寿命：65 歳の人が健康で自立した生活を送ることができる期間。具体的には、65 歳になった人が要介護 2 以上になるまでの平均的な年数を算出したもの。

¹⁶ 日常生活に制限のない期間：健康上の問題で日常生活に影響がない期間

(2) 生活習慣病の予防対策の推進

生活習慣病の改善など県民一人一人の主体的な健康づくりを支援します。

また、効果的な保健事業のため、市町村支援や特定健康診査・特定保健指導¹⁷を充実します。

さらに、「8020運動」¹⁸など歯と口腔の健康づくりを推進します。

	主な取組
26	生活習慣の改善など、県民一人一人の主体的な健康づくりを支援するとともに、効果的な保健事業のための市町村支援や特定健康診査の受診及び特定保健指導の実施を促進します。
27	生活習慣病に関わる歯科関連保健指導を充実します。
28	「8020運動」の推進など、県民一人一人の歯と口腔の健康づくりを支援します。

数値目標	現状値（平成27年度）	目標値（平成35年度）
特定健康診査の受診率	50.9%	70.0%

※この数値目標は、埼玉県地域保健医療計画（平成30年度～平成35年度）の目標値であり、終期は平成35年度となっています。

数値目標	現状値（平成27年度）	目標値（平成35年度）
特定保健指導の実施率	13.8%	45.0%

※この数値目標は、埼玉県地域保健医療計画（平成30年度～平成35年度）の目標値であり、終期は平成35年度となっています。

(3) 介護予防の推進

高齢者が地域において自立した日常生活を営めるよう、要介護状態となることのできる限り防ぐため、市町村における介護予防事業の取組を支援します。

	主な取組
29	住民主体の通いの場（体操教室など）の立ち上げを支援するため、アドバイザー（リハビリテーション専門職）を養成し派遣するとともに、研修を実施します。
30	先進的な取組の紹介やグループワークなどを行う研修を行い、市町村の効果的な介護予防事業の実施を支援します。

¹⁷ 特定健康診査・特定保健指導：平成20年度から医療保険者に義務付けられた40歳以上74歳以下の被保険者・被扶養者に対して行う生活習慣病に着目した健康診査・保健指導のこと。腹囲や血糖値、中性脂肪値などの特定項目での健康診査、結果の提供、生活習慣の改善に関する基本的な情報の提供を行う。さらに、特定保健指導対象者を選別し、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の実施に向けた「動機づけ支援」又は「積極的支援」を行う。

¹⁸ 8020運動：生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動

4 暮らしの安心・安全

(1) 交通事故の防止

高齢者の関係する交通事故を防止するため、県民総ぐるみの交通安全運動を推進し、県民一人一人の交通安全への意識を高めるとともに、年齢や職業など対象に応じた交通安全教育を実施します。

また、運転免許証の自主返納をしやすい環境を整備します。

	主な取組
31	民生委員や交通安全母の会会員が高齢者世帯を訪問し、交通安全のほか、防犯、悪徳商法について継続した注意喚起を実施します。
32	老人福祉センターや観光バス車内など高齢者が多く集まる場所において、老人福祉センター職員やバスガイドが利用者に対して交通安全のワンポイントアドバイスを実施します。
33	高齢者ドライバーを対象としたタブレット機器・シミュレータなどを活用する講習会を開催します。
34	高齢者自転車大会を開催し、高齢者の交通安全意識を高揚させるとともに、身体機能の変化が運転に及ぼす影響を認識してもらい、高齢者の関係する交通事故の抑止を図ります。
35	高齢者自転車安全講習制度では、高齢者を対象とした自転車に関する安全講習や学科・実技試験を実施し、講習受講者に対しては警察署長名の修了証を交付します。
36	警察署長が委嘱した「高齢者交通安全声掛け隊」が、戸外を通行する高齢者への声掛けや高齢者世帯への訪問をし、啓発品を活用した交通安全に関するワンポイントアドバイスを実施します。
37	高齢者を交通事故から守るため、行政、交通関係団体、タクシー・バス事業者などにおいて、援護を必要とする高齢者を発見した場合の通報協力体制を確立するなど、高齢者保護のネットワーク化を促進します。
38	免許センター施設での各種イベントを通じ、交通事故の防止及び被害軽減に効果があるとされる安全運転サポート車の試乗体験や講習などの実施により、運転支援機能を体験できる機会を設け、先進安全技術と運転支援機能の限界を正しく認識いただくなど、高齢運転者に対する安全運転の継続を支援します。
39	企業・団体の協賛により、運転経歴証明書の提示で商品代金やタクシー料金の割引を受けられるサービスを通じて日常生活の支援を行い、運転免許証の自主返納をしやすい環境を整備して高齢者の交通事故防止を図ります。

(2) 高齢者を狙った犯罪・消費者被害の防止

振り込め詐欺などの特殊詐欺やひったくりなどの高齢者を狙った犯罪を防止するため、公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会や警察本部と協力して防犯リーダーを養成するとともに、高齢者に対する防犯指導の実施や防犯意識の啓発を推進します。

また、消費生活に関する相談体制を整備・充実するとともに、消費生活講座や消費者教育の実施、悪質事業者の処分・指導などにより、消費者被害の未然防止に取り組みます。

主な取組	
40	公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会が行う防犯リーダーの養成を支援します。
41	防犯意識の普及啓発や住民による自主的な防犯活動の促進及び県民、市町村、事業者との連携により、犯罪を起こさせにくいまちづくりを推進します。
42	振り込め詐欺抑止対策員による水際対策などを推進します。
43	ひったくり被害防止キャンペーンなどの広報啓発活動及びひったくり被害防止カバーの普及啓発を推進します。
44	高齢者を対象に被害が多発する振り込め詐欺やひったくりなどの防犯講話や寸劇を交えた対話方式による防犯指導を実施し、防犯意識の啓発を推進します。
45	メールマガジン、ケーブルテレビなどによる犯罪や防犯情報を発信するとともに、各種広報媒体を積極的に活用して、防犯意識を啓発します。
46	高齢者をはじめとした消費者トラブルを防止するため、消費生活相談を実施するとともに、消費生活講座の開催や悪質事業者の処分・指導などを行います。

数値目標	現状値 (平成 29 年度末見込み)	目標値 (平成 32 年度末)
埼玉県老人クラブ連合会防犯リーダーの延べ養成数	2,273 人	2,400 人

数値目標	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1 年以内に消費者被害の経験がある、または嫌な思いをした県民の割合	16.6%	14.0%

※この数値目標は、本計画の上位計画である埼玉県5か年計画（平成 29 年度～平成 33 年度）の目標値であり、終期は平成 33 年度となっています。

(3) 防災対策の推進

災害時に支援が必要な方への避難行動支援体制を確立するため、市町村の避難行動要支援者名簿¹⁹や個別計画²⁰の策定・更新を支援します。

また、介護保険施設などの福祉避難所²¹への指定や福祉避難所の開設訓練の実施について、指定権者である市町村を支援します。

さらに、大規模災害の発生時に被災地で不足する福祉人材を派遣する「災害派遣福祉チーム（DCAT）」を整備し、高齢者など配慮を必要とする被災者に適切な支援を行うことにより、被災下の生活による心身状況の悪化などの二次被害を防止します。

主な取組	
47	避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の作成について市町村を支援します。
48	福祉避難所の指定や福祉避難所の開設訓練の実施について市町村を支援します。
49	大規模災害時に避難所などへ避難した高齢者などに対して相談援助や応急的な介助などの福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム（DCAT）」を整備します。
50	非常災害対策計画 ²² の策定などの取組が遅れている介護保険施設を指導します。

数値目標	現状値 (平成 29 年 9 月 1 日)	目標値 (平成 32 年度末)
避難行動要支援者名簿に基づく個別計画作成済み市町村数	37 市町村	全市町村

数値目標	現状値 (平成 28 年度末)	目標値 (平成 32 年度末)
福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数	21 市町	全市町村

¹⁹ 避難行動要支援者名簿：避難行動要支援者（災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方）の氏名などが掲載され、災害時に市町村、自治会などの自主防災組織、民生委員などが避難支援や安否確認を行う際に活用する名簿

²⁰ 個別計画：個々の避難行動要支援者ごとに具体的な避難支援の方法を定めた計画

²¹ 福祉避難所：災害時に通常の避難所（一次避難所）での生活が困難な方のため、特別の配慮がなされている二次避難所

²² 非常災害対策計画：災害発生時における職員の役割分担や基本行動などについて、あらかじめ定めておく計画

(4) 公共施設等のバリアフリー化

誰もが快適に安心して公共施設や公共交通機関及び道路を利用できるよう、バリアフリー化を促進します。

	主な取組
51	県有施設の改修にあたって、エレベーター、多機能トイレ、スロープなどのバリアフリー化に配慮します。
52	鉄道駅のエレベーター、スロープ及び障害者対応型トイレなどの整備を支援し、鉄道駅のバリアフリー化を促進するとともに、転落防止対策の推進について鉄道事業者に働き掛けます。
53	路線バスへのノンステップバス ²³ 、ユニバーサルデザインタクシー ²⁴ の導入を支援し、路線バスやタクシーのバリアフリー化を促進します。
54	幅の広い歩道の整備や段差の解消など、道路のバリアフリー化を推進します。
55	特定道路 ²⁵ や生活関連経路について、一体的な歩行空間のネットワーク形成を図ります。
56	高齢者等感応信号機 ²⁶ など、高齢者に配慮した交通安全施設の整備を推進します。

数値目標	現状値（平成 28 年度末）	目標値（平成 31 年度末）
県内ノンステップバス導入率	65.1%	70.0%

※この数値目標は、埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年度～平成 31 年度）の目標値であり、終期は平成 31 年度となっています。

数値目標	現状値（平成 26 年度末）	目標値（平成 33 年度末）
幅の広い歩道の整備延長	1,335 km	1,412 km

※この数値目標は、本計画の上位計画である埼玉県 5 か年計画（平成 29 年度～平成 33 年度）の目標値であり、終期は平成 33 年度となっています。

(5) ユニバーサルデザイン²⁷の推進

建築物や製品などについて、全ての人が暮らしやすい社会環境を整えるためのユニバーサルデザインの普及を促進します。

	主な取組
57	ユニバーサルデザインの普及啓発、多様な関係者の参画によるユニバーサルデザインの実践を支援するため、埼玉県ユニバーサルデザイン推進アドバイザーを派遣し、取組を支援します。

²³ ノンステップバス：誰でも乗り降りしやすいように、床面を低くして乗降口のステップ（階段）をなくしたバス

²⁴ ユニバーサルタクシー：車椅子の方を始め、高齢者や妊産婦、子供連れなど利用者にとって乗降の配慮がなされているタクシー

²⁵ 特定道路：バリアフリー法に基づくバリアフリー基本構想に位置付けられた駅から半径 1 km 圏内の道路のうち、多数の高齢者・障害者などの移動が通常徒歩で行われるもので、国土交通大臣が指定した区間のこと。

²⁶ 高齢者等感応信号機：横断歩行者の青表示時間を通常より長く（約 1.2 倍）する機能を有する信号機。専用の押ボタン（白色）を押した場合に時間が変わる。

²⁷ ユニバーサルデザイン：年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、全ての人が暮らしやすい街や利用しやすい施設、製品、サービスなどを作っていこうとする考え方

第2節 住み慣れた地域での暮らしを支える地域包括ケアシステムの構築

【現状と課題】

医療、介護、介護予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を更に推進し、必要なサービスや支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の整備が求められています。

【課題への対応】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を更に進めます。

特に、医療・介護のサービスの連携や市町村における自立支援、介護予防、日常生活の支援などの取組を強化します。

また、認知症施策について、家族への支援、早期発見・早期治療、若年性認知症の方への支援、権利擁護などの取組を総合的に進めます。

さらに、高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保や、高齢者の孤立、虐待及び貧困の防止のための取組を進めます。

1 自立支援、介護予防の推進

(1) 自立支援型ケアマネジメントの促進

高齢者の自立した日常生活を支援するため、市町村が中心となって医療、介護などの多職種協働により実施する自立支援型の地域ケア会議²⁸が充実するよう支援します。

	主な取組
58	市町村における自立支援型の地域ケア会議の立ち上げを支援するため、立ち上げ支援を担うアドバイザーを市町村へ派遣するとともに、市町村職員などを対象とした研修を実施して会議のコーディネーター（司会者）を養成します。
59	薬剤師、栄養士など、専門職の人材を県の人材バンクに登録し、市町村及び地域包括支援センターが実施する地域ケア会議に派遣します。
60	二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーションケアサポートセンターと協力医療機関などが連携した体制を整備し、総合リハビリテーションセンターとも連携して、市町村へのリハビリテーション専門職の派遣などを充実します。

数値目標	現状値 (平成 29 年 10 月末)	目標値 (平成 30 年度末)
多職種協働による自立支援型ケアマネジメント実施市町村数	33 市町村	全市町村

※この数値目標は、本計画の上位計画である埼玉県5か年計画（平成29年度～平成33年度）の目標値であり、終期は平成30年度となっています。

²⁸ 地域ケア会議：市町村・地域包括支援センターの職員、介護支援専門員などが参加し、医療、介護などの多職種の専門家と協働の下、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備の推進を目的とした会議

(2) 地域包括支援センター²⁹の機能強化

高齢者の生活を支える総合機関であり、地域包括ケアシステム構築の要となる地域包括支援センターの機能強化を促進します。

	主な取組
61	地域包括ケアシステムの機能強化を図るため、市町村や地域包括支援センターの職員を対象とした研修を実施します。

(3) 介護予防の推進【再掲】

高齢者が地域において自立した日常生活を営めるよう、要介護状態となることをできる限り防ぐため、市町村における介護予防事業の取組を支援します。

	主な取組
62	住民主体の通いの場（体操教室など）の立ち上げを支援するため、アドバイザー（リハビリテーション専門職）を養成し派遣するとともに、研修を実施します。【再掲】
63	先進的な取組の紹介やグループワークなどを行う研修を行い、市町村の効果的な介護予防事業の実施を支援します。【再掲】

²⁹ 地域包括支援センター：市町村が設置し、高齢者や家族に対する総合的な相談支援や介護予防のケアマネジメント、虐待の防止や早期発見などの権利擁護事業、ケアマネジャーへの支援などを行う機関

2 医療と介護の連携強化

(1) 在宅医療・介護連携の推進

退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなどを行う際に、在宅医療・介護のサービスが切れ目なく提供できる体制を構築するため、病院や往診医などの医療機関と地域包括支援センターなどとの連携を強化します。

また、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士、介護支援専門員、介護職員など多職種での情報共有をより円滑に進めていくため、ICTによる医療・介護連携ネットワークシステムの普及・拡大を図ります。

主な取組	
64	市町村が在宅医療・介護連携推進事業を効果的に実施できるよう、市町村職員向け研修を実施します。
65	介護支援専門員や医療従事者を対象に、医療と介護・福祉の連携事例の紹介や高齢者がかかりやすい疾病の理解を深める研修を実施します。
66	在宅医療連携拠点 ³⁰ を広域的に支援するとともに、在宅医療・介護連携推進事業を実施する市町村を支援します。
67	ICTの活用により、在宅医療と介護の連携を推進します。



³⁰ 在宅医療連携拠点：県内に30ある郡市医師会の地域ごとに設置されており、ケアマネジャー資格を持つ看護師など、福祉にも精通した専門職が配置されている。

(2) 在宅医療体制の充実

在宅医療の中心となる、かかりつけ医及びかかりつけ歯科医などの定着を促進するとともに、地域で在宅医療に関する相談を受けることができる体制の整備を進めます。

また、多職種連携による在宅医療を推進するため、在宅医療に関わる医療や介護の人材育成を図ります。

主な取組	
68	在宅医療連携拠点を広域的に支援するとともに、在宅医療・介護連携推進事業を実施する市町村を支援します。【再掲】
69	地域における在宅歯科医療推進拠点の整備を進め、機能を充実します。
70	県民が「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」を持ち、定期的な健康診断などを受診することの勧奨を促進します。
71	「かかりつけ薬剤師」や「かかりつけ薬局」の定着を促進します。
72	訪問看護ステーションにおける体験実習や、高度な医療に対応する訪問看護師を育成する訪問看護ステーションへの支援などを行うことにより、在宅医療を担う訪問看護師の確保・定着、資質向上を図ります。

数値目標	現状値（平成 28 年度末）	目標値（平成 32 年度末）
訪問診療を実施する医療機関数（在宅時医学総合指導管理料及び施設入居時等医学総合指導管理料の届出医療機関数）	766 か所	930 か所

数値目標	現状値（平成 28 年度末）	目標値（平成 32 年度末）
在宅歯科医療実施登録機関数	782 医療機関	1,080 医療機関

数値目標	現状値（平成 28 年度末）	目標値（平成 32 年度末）
在宅患者調剤加算算定薬局数	640 薬局	760 薬局

数値目標	現状値（平成 28 年末）	目標値（平成 32 年末）
県内の訪問看護ステーションに従事する看護職員数	2,133 人	2,280 人

※この数値目標は、本計画の上位計画である埼玉県5か年計画（平成 29 年度～平成 33 年度）の目標値であり、終期は平成 32 年度となっています。

3 生活支援体制の整備

(1) 生活支援サービスの体制整備の促進

日常生活を支援する体制を構築するため、サービスの担い手の養成やサービスを提供する関係機関のネットワークの構築を支援します。

また、元気な高齢者が地域社会の担い手として援助が必要な高齢者などを支える役割を担うなど、お互いに助け合う共助の精神に満ちた社会づくりを推進します。

主な取組	
73	老人クラブの会員が地域の一人暮らしや寝たきりなどの高齢者を訪問し、話し相手、情報提供、電球の交換や日用品の買い物代行といった日常生活の援助、外出援助などを行う「老人クラブ友愛活動」を促進します。
74	市町村の「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」 ³¹ の配置を支援するため、研修や情報交換会を実施します。また、生活支援アドバイザーを埼玉県社会福祉協議会に配置し、生活支援コーディネーターへの助言などを実施します。
75	地域の元気な高齢者などがちょっとした困り事をもつ高齢者などを手助けし、その謝礼を地域振興券などで受け取る「地域支え合いの仕組み」を充実します。

数値目標	現状値 (平成 29 年 10 月末)	目標値 (平成 30 年度末)
日常生活圏域における協議体の設置数	31 市町村	全市町村

(2) 地域リハビリテーションの推進

地域のリハビリテーションを医療から介護へ切れ目なく継続できるよう、リハビリテーション専門職などを活用するほか、介護支援専門員への医療的な知識付与、医師と介護支援専門員との連携を推進します。

主な取組	
76	急性期病床及び療養病床から回復期病床（地域包括ケア病床及び回復期リハビリテーション病床 ³² ）への転換を行う医療機関に対して、施設整備費及び設備整備費を補助することにより、転換を促進します。
77	介護支援専門員や医療従事者を対象に、医療と介護・福祉の連携事例の紹介や高齢者がかかりやすい疾病の理解を深める研修を実施します。【再掲】
78	二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーションケアサポートセンターと協力医療機関などが連携した体制を整備し、総合リハビリテーションセンターとも連携して、市町村へのリハビリテーション専門職の派遣などを充実します。【再掲】

³¹ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）：地域において生活支援や介護予防サービスの資源開発やネットワーク構築などのコーディネート機能を果たす者

³² 回復期リハビリテーション病床：脳血管疾患または大腿骨頸部骨折などの病気で急性期を脱しても、まだ医学的・社会的・心理的なサポートが必要な患者に対して、多くの専門職がチームを組んで集中的なりハビリテーションを実施し、心身ともに回復した状態で自宅や社会へ戻っていただくことを目的とした病床

(3) 地域密着型サービス³³の充実

24時間対応の定期巡回・随時対応サービス³⁴や小規模多機能型居宅介護³⁵など、身近な地域で行われる地域密着型サービスの充実を図ります。

また、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供する看護小規模多機能型居宅介護の普及により、医療ニーズの高い高齢者に対するケアの充実を図ります。

さらに、小規模な特別養護老人ホームや、認知症高齢者が家庭的な環境で介護や日常生活上の世話を受けることができる認知症高齢者グループホーム³⁶の整備を促進します。

	主な取組
79	24時間対応の定期巡回・随時対応サービス、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、小規模な特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどの施設の整備費を補助することにより、整備を促進します。

(4) 介護を行う家族等への支援

介護を行う家族などの負担を軽減するため、相談・支援体制の強化を図ります。

また、働く人が家族などの介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する方が働き続けられる社会の実現を目指します。

	主な取組
80	地域包括支援センターの職員に対して研修を行うなど、介護を行う家族からの相談にきめ細かな対応ができる体制を構築します。
81	介護施設における看取り体制の強化を図ります。
82	県営住宅などを定期的に来訪する新聞販売店や保守点検業者などの民間事業者及び団地自治会などを登録し、普段の事業活動の中で入居者の異変を察知した場合に、県住宅供給公社などに通報してもらう「見守りサポーター」制度を促進します。
83	働きながら介護を続ける介護者の離職を防止し、介護と仕事の両立を支援するため、相談・情報提供の窓口を設置します。

³³ 地域密着型サービス：中重度の要介護状態になっても、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのもので、原則として当該市町村の住民のみが利用できるサービス

³⁴ 24時間対応の定期巡回・随時対応サービス：①1日複数回の定期的な訪問、②24時間いつでも繋がる安心、③要請に応じて24時間対応での随時訪問、これら3つのサービスがセットで、1か月当たり定額で利用できるサービス

³⁵ 小規模多機能型居宅介護：「通い」を中心に、利用者の状態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ利用できるサービス

³⁶ 認知症高齢者グループホーム：比較的安定した状態にある認知症の要介護者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で食事・入浴などの介護や日常生活の世話を受けながら共同生活を営む住居

(5) 福祉用具の普及促進

身体機能が低下した高齢者の自立を促進するとともに、介護する家族などの負担を軽減するため、福祉用具の利用を促進します。

主な取組	
84	介護すまいる館 ³⁷ において、福祉用具などの利用支援やユニバーサルデザインについて、県民への普及啓発を実施します。
85	福祉用具及びユニバーサルデザインなどに関する研修及び普及啓発を推進します。

数値目標	現状値 (平成 29 年度末見込み)	目標値 (平成 32 年度)
介護すまいる館の来館者数	48,500 人／年	50,000 人／年

³⁷ 介護すまいる館：さいたま市浦和区にある彩の国すこやかプラザ内に設置されている福祉用具の総合展示場。民間事業者団体の協力を得て、最新の福祉用具の展示・販売及びその選び方などについて相談を行っている。

4 認知症施策の推進

(1) 認知症の理解の促進及び家族への支援

認知症に対する県民の理解を促進するため認知症サポーターなどの養成を図ります。また、介護職員を対象に認知症介護に関する適切なケアを行うための研修を実施し、認知症ケアに関わる介護人材の育成を推進します。

さらに、認知症高齢者を介護する家族などからの相談窓口を設置するとともに、同じ悩みを抱える方々の交流集会を開催し、家族介護者への支援を強化します。

	主な取組
86	認知症サポーターの養成講座を開催するとともに、養成講座の講師となるキャラバン・メイト ³⁸ の養成研修などを実施します。
87	介護職員を対象とした認知症介護に関する知識及び技術を修得するための研修を実施します。
88	認知症高齢者や家族に対し、電話相談窓口の設置や交流集会の開催などにより、認知症の知識や介護技術の提供及び精神面の支援を行います。
89	認知症高齢者が行方不明になることを未然に防ぐため、徘徊SOSネットワーク ³⁹ の活用や地域での訓練の実施など地域での見守り体制の構築を支援します。

本県では、県民の皆様が認知症について正しく理解していただくため、「認知症サポーター養成講座」を開催しています。「認知症サポーター」には本来何か特別な活動が求められるわけではありませんが、日常生活の中で認知症の人と出会った時に適切な対応をすることで、その人の尊厳を損なうことなく、認知症の人とその御家族を見守り、応援者となることが期待されます。

認知症サポーターには、認知症の人とその御家族を支援する「目印」となるブレスレット（オレンジリング）をお渡ししています。この「オレンジリング」が認知症の人とその御家族を支援する連繋の「印」になるような地域が作られることを目指しています。また、本県では、県内で開催される認知症サポーター養成講座を受講して認知症サポーターになられた方に、オレンジリングと併せて「埼玉県認知症サポーター証」をお渡ししています。



³⁸ キャラバン・メイト：認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役を務める人

³⁹ 徘徊SOSネットワーク：行方不明者、身元不明者に関する市町村間、近隣都県間の情報照会を円滑に実施するためのネットワーク

数値目標	現状値 (平成 29 年度末見込み)	目標値 (平成 32 年度末)
認知症高齢者グループホームの定員数	7,362 人分	8,127 人分

数値目標	現状値 (平成 29 年度末見込み)	目標値 (平成 32 年度末)
認知症サポーターの延べ養成数	400,000 人	560,000 人

数値目標	現状値 (平成 29 年度末見込み)	目標値 (平成 32 年度末)
認知症介護実践研修の延べ受講者数	6,811 人	8,000 人

数値目標	現状値 (平成 28 年度末)	目標値 (平成 32 年度末)
認知症カフェ ⁴⁰ 設置市町村数	53 市町村	全市町村

(2) 早期発見・早期支援体制の整備

認知症サポート医⁴¹の養成、認知症地域支援推進員、かかりつけ医及び病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上のための研修を実施し、認知症高齢者を早期に発見し、地域で支えるための体制を構築します。

	主な取組
90	認知症サポート医を養成し、地域における認知症の早期発見・早期対応を充実します。
91	認知症地域支援推進員の認知症施策推進の力量向上のための研修を実施します。
92	かかりつけ医、病院勤務の医療従事者、歯科医師、薬剤師及び看護職員を対象とした認知症対応力向上研修を実施します。
93	認知症疾患医療センター ⁴² の運営を強化し、県民が早期に認知症に対する相談・診断・治療を受けられる体制の推進を図ります。

数値目標	現状値 (平成 28 年度末)	目標値 (平成 32 年度末)
かかりつけ医認知症対応力向上研修の延べ修了医数	1,136 人	1,700 人

⁴⁰ 認知症カフェ：認知症の方やその家族が、地域の人や専門家等と会話したり時間を過ごしたりすることでお互いを理解し合う交流の場。地域の状況に応じて、様々な形態で実施されている。

⁴¹ 認知症サポート医：かかりつけ医への助言その他の支援を行うとともに、地域包括支援センターなどとの連携づくりやかかりつけ医認知症対応力向上研修の講師、さらには認知症初期集中支援チームの構成メンバーとなる医師

⁴² 認知症疾患医療センター：認知症に関する専門医療相談や鑑別診断などを行い、地域の保健医療・介護機関と連携を図りながら地域の認知症疾患対策の拠点となる医療機関

(3) 若年性認知症等の方への支援

若年性認知症や脳血管疾患の後遺症による高次脳機能障害⁴³に対する県民や事業所の理解の促進を図るとともに、本人や家族に対する相談体制を整備します。

	主な取組
94	行政、医療、介護などの若年性認知症の支援に係る関係者を対象としたセミナーや、関係者による若年性認知症の人の自立支援のためのネットワークを構築するための会議を開催します。
95	若年性認知症の人の居場所づくりを実施し、若年性認知症の人の社会とのつながりを保ち、家族の負担軽減を図ります。
96	若年性認知症の家族の方を対象に、専門職などによる相談や交流集会を実施し、若年性認知症に対する正しい理解の普及とともに介護負担の軽減を図ります。

(4) 権利擁護の促進

判断能力が十分でない認知症高齢者など、権利を侵害されやすい高齢者が安心して日常生活を送れるよう、成年後見制度⁴⁴の周知・普及、市町村長による成年後見申立て、市民後見人⁴⁵の育成を支援するとともに、福祉サービスの利用援助などを促進します。

	主な取組
97	成年後見制度の利用を促進するため、市町村をはじめ、社会福祉協議会や司法などの関係機関及び弁護士や司法書士などの関係団体との連携を強化します。
98	市町村職員に対する成年後見申立て手続に関する研修を実施します。また、市町村が市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域での市民後見人の活動を推進する取組を支援します。
99	判断能力が十分ではない高齢者が市町村社会福祉協議会と契約し、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う事業（あんしんサポートねっと）を支援します。

⁴³ 高次脳機能障害：事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障害のこと。症状は損傷を受けた脳の部分や範囲によって異なり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある。

⁴⁴ 成年後見制度：判断能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法的に支援する制度。家庭裁判所によって選任された援助者が法律行為の同意権・取消権や代理権をもって援助を行う。

⁴⁵ 市民後見人：弁護士や司法書士などの資格は持たないが、成年後見に関する一定の知識や技術・社会規範・倫理性を身につけた一般市民の第三者後見人

5 高齢者の住まいの充実

(1) 多様な住まいの供給

民間事業者と協力し、高齢者が民間賃貸住宅で安心して暮らせる支援体制を構築します。

また、質の高いサービス付き高齢者向け住宅⁴⁶を供給します。

	主な取組
100	住宅セーフティネット法 ⁴⁷ に基づく高齢者などの入居を拒まない賃貸住宅の登録制度などについて、不動産団体などと連携を強化し、広く周知を図ります。
101	「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」 ⁴⁸ において、不動産団体や居住支援団体などと連携・協力し、民間賃貸住宅の家賃保証、入居後の見守り支援サービスなど、入居支援サービスの情報収集・発信を推進します。
102	高齢者が賃借人として、バリアフリー化された住宅に終身に渡って安心して住み続けるため、終身建物賃貸借制度の周知や、活用を促進します。
103	サービス付き高齢者向け住宅について分かりやすいリーフレットなどを作成し、制度の概要や入居に際しての注意点など、必要な情報を県民に提供します。
104	サービス付き高齢者向け住宅の円滑な登録と適切な運営のため、施設が提供する生活支援サービスについて指導を行います。
105	立入検査などの指導を的確に行い、サービス付き高齢者向け住宅の質の向上を図ります。

数値目標	現状値 (平成 29 年 12 月末)	目標値 (平成 32 年度末)
サービス付き高齢者向け住宅の供給戸数	12,479 戸	14,500 戸

(2) 公営住宅における支援

公営住宅へ的高齢者向け施設の併設を推進します。

また、高齢者が所得などに応じた住まいを安定して確保できるよう、公営住宅における高齢者の優先入居を促進するとともに、共助によるコミュニティ活性化や、見守り・安否確認体制の整備を促進します。

	主な取組
106	県営住宅の建て替えにより生み出した創出地を活用し、民間事業者が整備・運営を行う高齢者向け施設などを誘致します。
107	住宅に困窮する高齢者のため、入居収入基準の緩和や募集倍率の優遇などを実施します。
108	階段の昇り降りなどに支障がある高齢者に対して、低階層への住み替えを支援します。

⁴⁶ サービス付き高齢者向け住宅：高齢者の居住の安定を確保することを目的としたバリアフリー構造を有し、少なくとも状況把握（安否確認）サービス及び生活相談サービスを有する住宅

⁴⁷ 住宅セーフティネット法：正式名称は「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 112 号）

⁴⁸ 埼玉県住まい安心支援ネットワーク：県及び市町村、埼玉県住宅供給公社、UR（独立行政法人都市再生機構）、埼玉県社会福祉協議会、関係団体などから成り、民間住宅事業者や不動産団体と連携し、住宅セーフティネットや子育て支援などの活動を行う団体。住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会の機能を兼ね備えている。

109	特別県営上尾シラコバト住宅において、学生ルームシェアを提供することにより、高齢化した団地の活性化を図ります。
110	県営住宅などを定期的に来訪する新聞販売店や保守点検業者などの民間事業者及び団地自治会などを登録し、普段の事業活動の中で入居者の異変を察知した場合に、県住宅供給公社などに通報してもらう「見守りサポーター」制度を促進します。【再掲】

(3) 住宅のバリアフリー化の促進

高齢者が自らの身体機能が低下した場合においても、安心して現在の住宅で生活が送れるよう、住宅のバリアフリー化を促進します。

	主な取組
111	金融機関と連携した金利優遇制度などの利用促進や、県内市町村の住宅リフォームに対する補助制度の充実により、既存住宅のバリアフリー改修を支援します。
112	高齢期の住まい方に関して、所有者自らが将来を見据えて早めに備え、安心して改修工事を行えるよう、住まい相談プラザや市町村の相談窓口において「リフォームの手引」を配布し、バリアフリー改修や住み替えのメリットなどの情報を提供します。
113	県民に対し、リフォーム瑕疵保険制度、リフォーム工事検査制度、リフォーム事業者登録制度など、安心なバリアフリー改修ができる仕組みを周知します。
114	設計者・施工者に対し、介護保険制度やリフォームに関する補助及び融資制度、バリアフリー改修技術などの情報を、建築関連団体を通じ提供します。

数値目標	現状値（平成 25 年度末）	目標値（平成 30 年度末）
全住宅の高度なバリアフリー化 ⁴⁹ 率	6.2%	11.0%

数値目標	現状値（平成 25 年度末）	目標値（平成 30 年度末）
高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー ⁵⁰ 化率	40.2%	54.0%

6 高齢者の孤立、虐待及び貧困の防止

(1) 高齢者の孤立の防止

高齢者の社会からの孤立を防ぐため、見守りをはじめとする地域における支援体制の構築を促進します。

	主な取組
115	住民、関係機関・団体による支え合いや孤立防止の取組を通して、ともに生き支え合う人づくり、地域づくりについて考えることを目的として、埼玉県社会福祉協議会が実施する「共生・共助つながりづくりシンポジウム」を支援します。

⁴⁹ 高度なバリアフリー化：「2 箇所以上の手すりの設置」「段差のない屋内」「車いすが通行可能な廊下幅」の全てを満たすもの

⁵⁰ 一定のバリアフリー化：2 箇所以上の手すりの設置又は屋内の段差が解消されたもの

116	市町村における、民生委員などの福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者と接する機会の多い事業者を構成員とする「要援護高齢者等支援ネットワーク」の取組を支援します。
117	県営住宅などを定期的に来訪する新聞販売店や保守点検業者などの民間事業者及び団地自治会などを登録し、普段の事業活動の中で入居者の異変を察知した場合に、県住宅供給公社などへに通報してもらい「見守りサポーター」制度を促進します。【再掲】

(2) 高齢者に対する虐待の防止

埼玉県虐待禁止条例などに基づき、虐待の予防や早期発見を図るとともに、高齢者及び養護者に対する相談、支援体制を充実するため、市町村と連携した取組を推進します。

	主な取組
118	市町村・関係団体と連携しながら、虐待防止などの取組、啓発活動、通報・届出及び相談の環境整備、情報の共有、養護者に対する支援、人材の育成、虐待に係る検証などに取り組みます。
119	高齢者虐待に対応する専門職員（高齢者虐待対応専門員） ⁵¹ を養成し、市町村の体制整備を支援します。
120	高齢者虐待に関する普及・啓発を行うとともに、市町村における高齢者虐待対応、相談窓口、ネットワークづくりなどの体制整備を支援します。

数値目標	現状値 (平成 29 年度末見込み)	目標値 (平成 32 年度末)
高齢者虐待対応専門員養成者数	1,817 人	2,400 人

(3) 高齢者の貧困の防止

生活に困窮する高齢者について、生活保護の受給に至る前の支援の強化を図るとともに、生活保護から自立した高齢者が再び生活保護を利用しないで済むよう、一体的な支援を実施します。

	主な取組
121	社会福祉法人が地域の生活困窮者に対して相談・支援を行う「彩の国あんしんセーフティネット事業」が、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業と連携して実施できるよう支援します。
122	無料低額宿泊所に入所している方々の自立を妨げる原因を解決するための調査を実施します。

⁵¹ 高齢者虐待対応専門員：埼玉県が実施する高齢者虐待に関する専門的研修を受講した職員

第3節 介護保険施設等の整備

【現状と課題】

在宅での生活が困難になった方が安心して介護サービスを受けられるよう、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）⁵²などの施設を整備する必要があります。

【課題への対応】

在宅での生活が困難になった方が安心して施設サービスを受けられるよう、特別養護老人ホームをはじめとする多様な介護保険施設を整備するとともに、施設が安定的に運営されるよう介護サービス事業者を支援します。

施設整備に当たっては、老人福祉圏域ごとの入所希望者数の動向、市町村が算定した介護サービス見込量の動向、今後の高齢化の状況を踏まえ、必要な数を精査します。

また、市町村や設置者の意向など地域の事情を十分に踏まえた上で整備します。

既存の施設の改修に当たっては、入居者の生活環境の改善や質の向上を図るとともにプライバシーの確保に配慮します。

さらに、施設における災害対策や防犯対策などを促進し、安心・安全な環境を整備します。

1 特別養護老人ホーム等の整備

(1) 特別養護老人ホームの整備

常時介護を必要とするなど在宅での生活が困難になった方が、安心して施設サービスを受けられるよう、特別養護老人ホームを整備します。

主な取組	
123	特別養護老人ホームの整備費を補助します。
124	特別養護老人ホームの開設準備に要する経費を補助します。

数値目標	現状値 (平成29年度末見込み)	目標値 (平成32年度末)	目標値 (平成34年度末)
特別養護老人ホームの整備数	35,357人分	39,036人分	41,244人分

⁵² 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）：常時介護が必要で在宅での生活が困難な要介護者に、介護や日常生活の世話などのサービスを提供する施設

(2) 介護老人保健施設⁵³の整備

病状が安定期にあり、入院治療をする必要がない要介護の方が、看護や医学的管理の下で介護、リハビリテーションなどの施設サービスを受けられるよう、必要な介護老人保健施設を整備します。

主な取組	
125	介護老人保健施設の開設準備に要する経費を補助します。

数値目標	現状値 (平成 29 年度末見込み)	目標値 (平成 32 年度末)
介護老人保健施設の整備数	17,245 人分	18,145 人分

(3) 生活環境の改善促進

既存の施設の改修に当たっては、入居者の生活環境の改善や質の向上を図るとともにプライバシーの確保に配慮します。

主な取組	
126	入居者の生活環境の改善や質の向上を図るため、施設の改修に要する経費を補助します。

(4) 特別養護老人ホーム等に関する情報提供

利用者が施設を選択する際の参考となるよう、県内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の空室状況や、施設を運営する社会福祉法人の決算書類などの情報を公表します。

主な取組	
127	特別養護老人ホームや老人保健施設及び併設の短期入所施設の空室状況、入所希望者の数を県のホームページに掲載し、情報を提供します。
128	財務諸表等電子開示システムにより、法人の運営状況及び財務状況などを公開します。

⁵³ 介護老人保健施設：病状が安定期にあり、入院治療をする必要がない要介護者に看護やリハビリテーション、日常生活の世話などのサービスを提供し、家庭復帰を目指す施設

(5) 介護医療院⁵⁴の設置

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重度の要介護者の受入れや看取りなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた介護医療院の設置を図ります。

主な取組	
129	介護療養病床 ⁵⁵ から介護医療院への転換を促進します。

介護医療院は、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年 6 月 2 日公布）により平成 30 年度から創設される介護保険施設です。

主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的としています。

介護医療院の創設に伴い、現在の介護療養病床については 6 年間の経過措置期間が設けられ、介護医療院に転換するか、もしくは他の病床に転換または廃止となる見込みです。

2 介護付有料老人ホーム⁵⁶等の設置

食事や生活支援などの各種サービスが提供され、見守りに配慮した、介護付有料老人ホームなどの設置を図ります。

主な取組	
130	介護付有料老人ホームなどの特定施設入居者生活介護 ⁵⁷ の円滑な登録と適切な運営のため、施設が提供する生活支援サービスについて指導を行います。
131	サービス付き高齢者向け住宅について分かりやすいリーフレットなどを作成し、制度の概要や入居に際しての注意点など、必要な情報を県民に提供します。【再掲】
132	サービス付き高齢者向け住宅の円滑な登録と適切な運営のため、施設が提供する生活支援サービスについて指導を行います。【再掲】

数値目標	現状値 (平成 29 年度末見込み)	目標値 (平成 32 年度末)
介護付有料老人ホーム等の設置数	28,517 人分	32,326 人分

⁵⁴ 介護医療院：要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する介護保険制度上の介護保険施設であるが、医療法上は医療提供施設として位置付けられる。病院または診療所から転換した場合は、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できる。

⁵⁵ 介護療養病床：病状が安定している長期療養患者で常時医学的管理が必要な要介護者に看護やリハビリテーション、その他の必要な医療を提供する介護保険適用の施設。なお、病状が安定している長期療養患者のうち、密度の高い医学的管理や積極的なリハビリテーションを必要とする者を対象とする医療保険適用の療養病床（医療療養病床）もある。

⁵⁶ 介護付有料老人ホーム：介護が必要な方を対象とした、介護保険制度の「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている有料老人ホーム。施設常駐のスタッフにより介護サービスが提供されるとともに、食事及び入浴や排せつなど日常生活全般のサービスの提供も受けることができる。

⁵⁷ 特定施設入居者生活介護：介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など。入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事などの介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。

3 施設の災害対策及び防犯対策の促進

(1) 災害対策及び防犯対策の促進

施設の改築に際して、施設における災害対策及び防犯対策を促進します。

	主な取組
133	施設の改築に要する経費を補助することにより、施設の災害対策及び防犯対策を促進します。

(2) 監査指導・検査等の実施

施設への監査を定期的実施し、消防計画などの策定や避難訓練の実施、災害に備えた備蓄、防犯対策などが適切に行われるよう指導を実施します。

	主な取組
134	介護サービス事業者に対する実地指導を実施し、その質の向上を図ります。また、事業者を対象に介護サービス種別ごとに集団指導を行います。
135	非常災害対策計画の策定などの取組が遅れている介護保険施設を指導します。【再掲】

第4節 介護人材の確保・定着・イメージアップ

【現状と課題】

介護サービスに対する需要は、今後、更に高まることが予想されます。しかしながら、労働環境の厳しさなどから介護分野は離職率が高く、人材の確保・定着及び介護職のイメージアップに取り組む必要があります。また、多様な介護ニーズに的確に対応するため、介護人材の専門性の向上も必要です。

【課題への対応】

「埼玉なら介護を一生の仕事にできます」というキャッチフレーズを掲げ、介護資格のない方の就労、離職中の有資格者の復職、中堅職員の資格取得、雇用環境の改善などを支援するとともに、介護職のイメージアップに取り組み、介護人材の確保・定着・イメージアップを一体的に図ります。

また、多様な介護ニーズに的確に対応するため、それぞれのニーズに応じたきめ細かな研修などを実施し、介護人材の専門性の向上を図ります。

1 介護人材の確保・定着・イメージアップ

(1) 介護資格のない者への就業支援

介護の職場へ就労を希望する方への職業紹介や職業訓練による人材育成を行うなど、新たな就業を促進します。

	主な取組
136	介護未経験者などを対象に職場体験や研修受講を支援し、就職先とのマッチングを実施します。
137	介護職員初任者研修修了後の早期就労者及び在職中の研修修了者に研修受講費を補助することにより、就業を促進します。
138	県立高等技術専門学校における施設内訓練や在職者訓練（技能講習）、民間教育訓練機関を活用した委託訓練などにより、介護人材を育成します。
139	埼玉県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金貸付事業 ⁵⁸ に補助することにより、介護分野への就労を促進します。
140	埼玉県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や福祉の仕事合同面接会を実施し、求職者の就業及び介護サービス事業所の人材確保を支援します。
141	人材育成などに優れた取組を行っている事業所を認証します。

⁵⁸ 介護福祉士修学資金貸付事業：県内の介護福祉士養成施設に在学する方で、卒業後、県内の社会福祉施設などに就職し、介護福祉士業務に従事しようとする方に対し、修学資金を貸与し修学支援を行うことで、県内の社会福祉施設などにおける介護福祉士の確保を図ることを目的とする事業。県内の介護福祉士養成施設を卒業後、直ちに県内の社会福祉施設などに就職し、継続して5年間勤務をした場合、この修学資金の返還義務の免除を受けることができる。

数値目標	現状値 (平成 25 年 10 月 1 日)	目標値 (平成 33 年 10 月 1 日)
県内介護職員数	70,700 人	105,700 人

※この数値目標は、本計画の上位計画である埼玉県 5 か年計画（平成 29 年度～平成 33 年度）の目標値であり、終期は平成 33 年 10 月 1 日となっています。

(2) 離職中の有資格者の復職支援

現在、介護職や看護職に就労していない有資格者への就職相談や研修の実施、具体的な仕事のマッチングなどを通じ、復職を支援します。

	主な取組
142	離職した介護職員を対象に復職前研修及び就職先とのマッチングを実施します。
143	埼玉県女性キャリアセンターにおいて、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、企業説明会、職場体験などを実施し、離職中の有資格者（女性）の再就職を支援します。
144	埼玉県ナースセンターにおいて、未就業の看護職有資格者の就労を支援するため、無料職業紹介、再就業技術講習会などを実施します。
145	埼玉県社会福祉協議会が実施する潜在介護職員再就職準備金貸付事業に補助することにより、有資格者に対する再就職準備金の貸付けを実施し、離職した有資格者の再就職を支援します。

(3) 外国人の介護現場での就労支援等

従来認められていた経済連携協定（EPA）に加えて在留資格に新たに「介護」が創設されました。こうした制度を利用して介護福祉士を目指す外国人の日本語学習を支援するなど、介護現場での就労を支援します。また、外国人技能実習制度に新たに「介護」職種が追加されたことから、技能実習生の介護現場への受入れについて関係団体と検討します。

	主な取組
146	経済連携協定（EPA）で受け入れた外国人介護福祉士候補者の日本語習得等に要する経費などを補助します。
147	介護福祉士養成施設における留学生に修学資金を貸与するとともに、留学生の日本語学習に要する経費を補助します。

(4) 働きやすい職場環境の整備促進

介護職員の資格取得を支援するとともに、処遇の改善や休暇を取得しやすい職場づくりなどを促進し、介護人材の定着を図ります。

	主な取組
148	介護現場で働きながら実務者研修を受講し介護福祉士国家試験に合格した者に係る研修受講料の一部を補助するとともに、代替職員人件費を補助することにより、介護職員の資格取得を支援します。
149	介護サービス事業所の経営者に対して経営改善や給与改善などに資するセミナーを開催します。

150	介護職員の休暇取得や研修受講、短時間の子育て支援などの際に、必要に応じて代替職員を紹介するとともに、代替職員人件費を補助することにより、休暇取得やキャリアアップのための研修受講の機会の確保などを支援します。
151	新任介護職員を対象とした研修・交流イベントを実施し、職員の意識向上を図ります。
152	子育て中の介護職員の負担を軽減するため、介護施設内の保育施設の整備を促進します。
153	介護サービス事業所へ介護ロボットの購入・レンタル費の一部を補助することにより、介護職員の負担軽減を図ります。

(5) 給与改善の促進

介護職員の資格や経験、能力に応じた賃金体系が導入されるよう、介護サービス事業所を支援します。

	主な取組
154	県作成の「埼玉県介護職員モデル給与表」を活用し、介護職員の資格や能力に応じた給与体系の導入を支援します。

(6) 介護のイメージアップ

介護の仕事の魅力をPRすることにより、介護の職場への関心を高めるなど介護のイメージアップを図ります。

	主な取組
155	介護の魅力PR隊による大学・高校などへの訪問や県外での人材募集活動などを実施し、介護の仕事の魅力をPRします。
156	長年勤続した介護職員の方などを表彰します。

『介護職員しっかり応援プロジェクト』

介護の仕事は、人を支え社会を支える大事な仕事です。一方、賃金が低い、離職率が高いなど、介護職員を取り巻く環境は厳しいものがあります。

本県では、関係団体と協力して、「介護職員しっかり応援プロジェクトチーム」を設置し、介護職のイメージアップや魅力ある職場づくりの促進、介護職員の給与アップなどの様々な取組を行っています。

- 全国初の「合同入職式」を開催し、知事から新任介護職員を激励
- 介護の魅力PR隊が大学・高校などを訪問し、介護の仕事のやりがいをPR
- 介護職員の給与水準の改善
- 永年勤続者やコバトン・ハートフルメッセージの優秀事例を表彰



2 介護人材の専門性の向上

多様化する介護ニーズに対応するため、介護人材の専門的知識を向上させ、介護サービスの質の向上を図ります。

	主な取組
157	(主任) 介護支援専門員レベルアップ研修を実施し、介護支援専門員の資質の向上を図ります。
158	介護支援専門員のための「はろーケアマネ相談窓口」を設置し、介護支援専門員の資質の向上を図ります。
159	医療的ケア、口腔ケア、リハビリテーション、認知症ケアなどに対応できる人材を育成するための研修を実施します。
160	特別養護老人ホームなどのユニット型施設の管理者及び職員を対象としたユニットケアに関する研修を実施します。
161	介護現場で働きながら実務者研修を受講し介護福祉士国家試験に合格した者に係る研修受講料の一部を補助するとともに、代替職員人件費を補助することにより、介護職員の資格取得を支援します。 【再掲】
162	地域包括ケアシステムの機能強化を図るため、市町村や地域包括支援センターの職員を対象とした研修を実施します。【再掲】

数値目標	現状 (平成 29 年 11 月末)	目標値 (平成 32 年度末)
ユニットケア研修 ⁵⁹ の延べ受講者数 (施設管理者研修・ユニットリーダー研修)	2,135 人	2,900 人

⁵⁹ ユニットケア研修：ユニット型施設において入所者一人一人に着目した個別ケアを行うため、施設の管理者及び職員に対して必要な知識及び技能の修得を目的とした研修

第5節 介護保険の円滑な制度運営

【現状と課題】

介護保険財政の健全性を確保しつつ持続可能な制度としていくことは極めて重要な課題です。保険者が地域の課題を分析し、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送るための取組を継続して実施できるよう、保険者機能の強化に向けた支援が求められます。

また、介護サービス事業者が利用者などに対し適切なサービスを提供する体制の整備が必要です。

【課題への対応】

保険者における自立支援、介護予防・重度化防止などの自立支援型ケアマネジメントの促進を支援します。

また、介護給付適正化を推進して適切なサービスを確保することにより、制度の持続可能性を高めます。

さらに、介護サービス事業者が法令などを遵守し、利用者が常に適切なサービスを利用できるよう、介護サービス事業者に対する支援及び指導・監査を充実します。

1 保険者機能の強化

地域の課題を的確に把握した上で、地域の実情に応じた自立支援、介護予防、重度化防止などの取組ができるよう、市町村の自立支援型ケアマネジメントの促進を支援します。

主な取組	
163	保険者における自立支援、介護予防・重度化防止の取組を支援します。
164	保険者による効果的・効率的な介護保険制度の運営を支援します。

数値目標	現状値 (平成 29 年 10 月末)	目標値 (平成 30 年度末)
多職種協働による自立支援型ケアマネジメント 実施市町村数【再掲】	33 市町村	全市町村

※この数値目標は、本計画の上位計画である埼玉県5か年計画（平成 29 年度～平成 33 年度）の目標値であり、終期は平成 30 年度となっています。

2 介護給付適正化の推進

県民の介護保険制度に対する信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築していくため、市町村及び埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）と連携して介護給付適正化を推進し、適切なサービスの確保を図ります。

また、取組に必要な関係者向けの研修・説明会を開催し、介護給付適正化への理解を促進します。

	主な取組
165	国保連が提供する給付実績の活用による介護給付適正化事業などの実施を支援するためのアドバイザーを派遣します。
166	国保連と連携して保険者（市町村）への介護給付適正化に係る研修などを実施します。
167	要介護認定（要支援認定）が適切に行われるよう、主治医や認定調査員などへの研修を実施します。

数値目標	現状値（平成 28 年度末）	目標値（平成 32 年度末）
給付実績の活用による適正化実施市町村数	18 市町村	全市町村

3 適正な事業運営の確保

(1) 指導、監査の実施

介護サービスの利用者がより良いサービスの提供が受けられるよう、介護サービス事業所に対し、事業運営や介護報酬請求について実地指導などを実施します。

また、悪質な基準違反や報酬請求の疑いのある事業者に対しては、個別に監査を行い、必要に応じ、法令に基づき指導や処分を行うなど、法令遵守の徹底を図ります。

	主な取組
168	介護サービス事業者に対する実地指導を実施し、その質の向上を図ります。また、事業者を対象に介護サービス種別ごとに集団指導を行います。【再掲】
169	介護サービス事業者に対する指定管理などを行い、もってその質の向上を図ります。
170	悪質な基準違反や報酬請求の疑いのある事業者に対して、実地による指導を実施します。

(2) 介護サービス情報の公表

介護サービス事業者が提供する介護サービスについて、事業者自らによるその質の向上への取組を促進するとともに、介護サービスの利用者が事業所・施設を比較・検討して選択できるよう、介護サービス情報の公表を推進します。

また、利用者の要介護状態の維持・改善に努力している事業所を評価する取組を実施します。

	主な取組
171	介護サービスの利用者が事業所・施設を比較・検討して選択できるよう、「介護サービス情報公表システム」により情報を提供します。
172	利用者の自立支援・重度化防止などに取り組む事業者を評価・公表します。

第4章 介護サービス量等の見込み

第1節 要介護認定者の推計と介護サービス量の見込み

1 要介護（要支援）認定者の推計

各保険者（市町村）が介護保険事業計画の策定にあたって推計した要介護（要支援）認定数は、県全体で平成32年度に約31万3千人となり、平成29年度に比べ、約3万3千人増加する見込みです。

単位：人

	平成29年度		平成32年度	
	1号被保険者 (65歳以上)	要介護(要支援) 認定者数	1号被保険者 (65歳以上)	要介護(要支援) 認定者数
全県	1,863,135	280,049	1,939,561	313,419
南部	174,349	27,437	178,835	31,464
南西部	165,960	24,095	170,408	27,442
東部	292,025	40,336	303,950	46,340
さいたま	292,176	48,053	303,215	51,455
県央	143,566	20,069	150,251	22,364
川越比企	220,113	30,919	231,078	35,588
西部	215,235	32,579	225,695	36,861
利根	187,301	26,774	196,541	29,483
北部	139,341	23,723	146,017	25,879
秩父	33,069	6,064	33,571	6,543

2 介護サービス量の見込み（全県）

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	126.6	176.8	260.5	523.1
	人数(人)	33	39	48	68
介護予防訪問看護	回数(回)	15,097.2	17,837.4	20,868.3	31,557.3
	人数(人)	2,171	2,456	2,756	3,546
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	10,179.6	11,520.0	13,194.3	18,363.3
	人数(人)	919	1,016	1,148	1,489
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	2,404	2,643	2,893	3,650
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	6,429	6,784	7,178	8,791
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	2,495.3	2,739.3	3,054.4	4,161.9
	人数(人)	420	454	494	618
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	406.1	462.2	533.3	667.6
	人数(人)	54	62	72	83
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	2.0	1.0	2.0	8.0
	人数(人)	2	1	1	2
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	15,710	17,065	18,584	23,477
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	484	522	572	741
介護予防住宅改修	人数(人)	606	652	701	877
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	1,843	2,005	2,192	2,835
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	250.0	294.6	333.5	488.3
	人数(人)	53	62	69	100
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	232	269	324	424
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	58	68	80	101
(3) 介護予防支援	人数(人)	27,094	28,338	29,818	36,779
(1) 居宅サービス					
訪問介護	回数(回)	753,433.1	790,940.7	829,544.6	1,005,858.2
	人数(人)	38,858	40,320	41,847	49,045
訪問入浴介護	回数(回)	18,804.8	19,706.6	20,794.9	25,355.3
	人数(人)	3,745	3,906	4,112	4,883
訪問看護	回数(回)	142,110.6	159,100.9	178,950.4	251,187.2
	人数(人)	16,844	18,324	20,050	24,443
訪問リハビリテーション	回数(回)	67,701.6	74,328.9	81,303.7	104,534.5
	人数(人)	5,453	5,918	6,418	7,847
居宅療養管理指導	人数(人)	35,755	38,543	41,776	51,819
通所介護	回数(回)	555,266.7	578,904.5	603,427.0	746,470.2
	人数(人)	54,343	56,751	59,214	73,667
通所リハビリテーション	回数(回)	183,290.1	190,472.0	199,018.0	238,435.8
	人数(人)	22,435	23,312	24,361	29,048
短期入所生活介護	日数(日)	186,130.7	198,592.0	212,361.4	279,856.2
	人数(人)	14,744	15,377	16,046	19,134
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	22,695.0	24,911.3	27,428.3	38,304.0
	人数(人)	2,499	2,671	2,856	3,547
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	147.1	195.4	238.3	352.6
	人数(人)	22	27	30	34
福祉用具貸与	人数(人)	73,627	77,548	81,868	98,657
特定福祉用具購入費	人数(人)	1,559	1,677	1,817	2,191
住宅改修費	人数(人)	1,293	1,387	1,482	1,856
特定施設入居者生活介護	人数(人)	14,490	16,259	18,027	23,467
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	953	1,224	1,523	2,165
夜間対応型訪問介護	人数(人)	119	154	196	246
認知症対応型通所介護	回数(回)	16,292.0	18,694.7	21,162.2	29,154.6
	人数(人)	1,611	1,807	2,017	2,507
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	2,186	2,587	2,972	3,775
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	6,807	7,182	7,706	9,273
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	252	264	284	321
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	1,219	1,261	1,341	1,847
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	289	424	601	1,021
地域密着型通所介護	回数(回)	187,727.4	203,447.9	221,156.9	310,663.0
	人数(人)	19,651	20,844	22,239	28,251
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	人数(人)	30,615	31,915	33,351	43,024
介護老人保健施設	人数(人)	16,099	16,553	16,980	20,367
介護医療院(平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	人数(人)	95	178	421	1,803
介護療養型医療施設	人数(人)	1,174	1,095	874	—
(4) 居宅介護支援	人数(人)	121,328	125,982	131,099	154,909

第2節 介護保険施設等の定員総数

1 特別養護老人ホームの必要入所（利用）定員総数

老人福祉圏域ごとの入所希望者数の動向や市町村の意向等を踏まえ、広域的な観点から調整の上、次のとおり必要入所（利用）定員総数を定めます。

単位：人分

	平成29年度末見込み		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度	
	計	地域密着型	計	地域密着型	計	地域密着型	計	地域密着型	計	地域密着型	計	地域密着型
		広域型		広域型		広域型		広域型		広域型		広域型
全県	35,357	1,180 34,177	36,354	1,233 35,121	37,031	1,320 35,711	39,036	1,465 37,571	40,115	1,494 38,621	41,244	1,523 39,721
南部	3,569	99 3,470	3,659	99 3,560	3,788	128 3,660	4,037	157 3,880	4,187	157 4,030	4,287	157 4,130
南西部	2,712	202 2,510	2,846	231 2,615	2,925	260 2,665	3,054	289 2,765	3,154	289 2,865	3,254	289 2,965
東部	4,350	252 4,098	4,466	252 4,214	4,466	252 4,214	4,795	281 4,514	4,995	281 4,714	5,195	281 4,914
さいたま	6,144	87 6,057	6,488	111 6,377	6,757	140 6,617	6,886	169 6,717	7,015	198 6,817	7,144	227 6,917
県央	3,042	20 3,022	3,042	20 3,022	3,142	20 3,122	3,292	20 3,272	3,392	20 3,372	3,492	20 3,472
川越比企	3,749	78 3,671	3,854	78 3,776	3,954	78 3,876	4,264	78 4,186	4,464	78 4,386	4,664	78 4,586
西部	3,397	107 3,290	3,477	107 3,370	3,477	107 3,370	3,857	107 3,750	3,957	107 3,850	4,157	107 4,050
利根	4,249	141 4,108	4,377	141 4,236	4,377	141 4,236	4,477	141 4,336	4,577	141 4,436	4,577	141 4,436
北部	3,159	78 3,081	3,159	78 3,081	3,159	78 3,081	3,388	107 3,281	3,388	107 3,281	3,488	107 3,381
秩父	986	116 870	986	116 870	986	116 870	986	116 870	986	116 870	986	116 870

※平成33年度、平成34年度は圏域ごとの今後2年間の75歳以上人口の伸び率を基に算定し、圏域の整備率を踏まえ広域的な観点から設定。

2 介護療養型医療施設の必要入所定員総数

各医療施設の意向及び介護療養病床の経過措置期間が平成35年度までであることを踏まえ、次のとおり必要入所定員総数を定めます。

単位：人分

	平成 29 年度末見込み	平成 32 年度末
全県	1,367	670
南部	199	100
南西部	36	18
東部	274	135
さいたま	256	128
県央	0	0
川越比企	61	31
西部	482	241
利根	0	0
北部	35	10
秩父	24	7

3 介護医療院の必要入所定員総数

各医療施設の意向及び介護療養病床の経過措置期間が平成35年度までであることを踏まえ、次のとおり必要入所定員総数を定めます。

単位：人分

	平成 29 年度末	平成 32 年度末
全県	—	866
南部	—	99
南西部	—	18
東部	—	193
さいたま	—	128
県央	—	80
川越比企	—	65
西部	—	241
利根	—	0
北部	—	25
秩父	—	17

※介護療養病床からの転換分その他、医療療養病床からの転換分を含む。

4 介護老人保健施設の必要入所定員総数

市町村の意向や整備状況を踏まえ、広域的な観点から確認の上、次のとおり必要入所定員総数を定めます。

単位：人分

	平成 29 年度末 見込み	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
全県	17,245	17,677	17,677	18,145
南部	1,377	1,377	1,377	1,377
南西部	2,002	2,014	2,014	2,143
東部	2,101	2,421	2,421	2,541
さいたま	3,048	3,098	3,098	3,098
県央	1,654	1,704	1,704	1,804
川越比企	1,746	1,746	1,746	1,765
西部	1,921	1,921	1,921	1,921
利根	1,575	1,575	1,575	1,675
北部	1,440	1,440	1,440	1,440
秩父	381	381	381	381

5 特定施設の総定員数

市町村が算定した利用見込量を基本に、既存施設の入居率、要介護者の入居率等を勘案し、次のとおり総定員数を定めます。

単位：人分

	平成29年度末見込み		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	計	混合型	計	混合型	計	混合型	計	混合型
		介護専用型 地域密着型		介護専用型 地域密着型		介護専用型 地域密着型		介護専用型 地域密着型
全県	28,517	28,096	29,867	29,446	31,079	30,629	32,326	31,876
		168		168		168		
		253		253		282		
南部	4,154	4,134	4,292	4,272	4,303	4,283	4,314	4,294
		0		0		0		
		20		20		20		
南西部	2,429	2,371	2,466	2,408	2,503	2,445	2,540	2,482
		0		0		0		
		58		58		58		
東部	4,722	4,684	4,901	4,863	5,080	5,042	5,259	5,221
		38		38		38		
		0		0		0		
さいたま	8,088	8,059	8,188	8,159	8,288	8,259	8,388	8,359
		0		0		0		
		29		29		29		
県央	963	963	1,101	1,101	1,239	1,239	1,378	1,378
		0		0		0		
		0		0		0		
川越比企	2,408	2,363	2,569	2,524	2,730	2,685	2,891	2,846
		0		0		0		
		45		45		45		
西部	2,241	2,212	2,670	2,641	3,099	3,070	3,529	3,500
		0		0		0		
		29		29		29		
利根	1,727	1,618	1,830	1,721	1,962	1,824	2,066	1,928
		80		80		80		
		29		29		58		
北部	1,565	1,472	1,605	1,512	1,605	1,512	1,665	1,572
		50		50		50		
		43		43		43		
秩父	220	220	245	245	270	270	296	296
		0		0		0		
		0		0		0		

第3節 老人福祉サービスの目標

1 養護老人ホーム

各市町村において、環境上の理由（入所措置基準によるもの）及び経済的理由による居宅において養護を受けることが困難な方を把握した数値を基に、次のとおり施設数及び入所定員を見込みます。

	平成 29 年度末見込み		平成 32 年度	
	施設数	入所定員（人）	施設数	入所定員（人）
全県	18	1,254	18	1,254
南部	1	50	1	50
南西部	0	0	0	0
東部	2	99	2	99
さいたま	3	290	3	290
県央	1	55	1	55
川越比企	1	100	1	100
西部	2	100	2	100
利根	3	180	3	180
北部	3	280	3	280
秩父	2	100	2	100

2 軽費老人ホーム（A型、B型及びケアハウス）

軽費老人ホームについては、老人福祉法制定時から存続するA型に続き、B型、ケアハウスが制度化され、職員配置と居室などの基準が異なる三類型が併存してきましたが、現にあるA型とB型につきましては、建て替えの機会などに円滑にケアハウスに移行していく必要があります。

市町村が把握した数値を基に、次のとおり施設数及び入所定員を見込みます。

	平成 29 年度末見込み		平成 32 年度	
	施設数	入所定員（人）	施設数	入所定員（人）
軽費老人ホーム	80	4,137	83	4,214

3 生活支援ハウス（高齢者生活支援センター）、老人福祉センター

生活支援ハウス、老人福祉センターとも、各市町村の意向を踏まえ、次のとおり設置数を見込みます。

	平成 29 年度末見込み	平成 32 年度
生活支援ハウス（施設数）	3	3
老人福祉センター（施設数）	111	111

4 在宅介護支援センター

地域包括支援センターの設置状況などを踏まえ、地域包括支援センターのブランチ⁶⁰やサブセンター⁶¹としての活用を図ることを前提に、各市町村の意向を踏まえ、次のとおり設置数を見込みます。

	平成 29 年度末見込み	平成 32 年度
在宅介護支援センター（施設数）	80	74
地域包括支援センター（施設数）	281	286

⁶⁰ ブランチ：住民の利便性を考慮し、地域住民からの相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつながるための窓口

⁶¹ サブセンター：在宅介護支援センターの機能を残しながら、地域包括支援センターの機能の一部を担わせる形態

資料編

第1節 策定の経緯

1 埼玉県高齢者支援計画推進会議における審議

本県では、埼玉県高齢者支援計画を推進するため、関係団体の代表者など、公募により選考された者及び行政機関の職員をもって構成する「埼玉県高齢者支援計画推進会議」を設置しています。

本計画の策定に当たっては、当会議を活用し、前計画の進捗状況の分析や、本計画の策定方針についての審議を行いました。

開催日	主な議題
平成29年6月8日（木）	埼玉県高齢者支援計画に係る数値目標の進捗状況について
平成29年11月14日（火）	第7期埼玉県高齢者支援計画骨子（案）について
平成30年2月13日（火）	第7期埼玉県高齢者支援計画（案）について

2 庁内関係課との連携

「長寿社会政策推進庁内連絡会議」において、高齢者支援計画の推進及び市町村における高齢者保健福祉施策の円滑な実施を支援するため、庁内の長寿社会政策に係る情報交換や意見調整などを行いました。

開催日	内容
平成29年10月30日（月）	第7期埼玉県高齢者支援計画の策定について

3 国基本指針との整合性の確保

介護保険法第116条により、厚生労働大臣は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）」を定めるものとされています。

この基本指針は、県及び市町村の計画作成上のガイドラインの役割を果たすものです。本計画と基本指針との整合性を確保するため、国の説明会などに参加し情報収集を行うとともに、意見交換を行いました。

開催日	会議名または内容
平成29年3月10日（金）	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
平成29年5月30日（火）	関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会
平成29年7月3日（月）	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
平成29年8月4日（金）	関東信越厚生局との意見交換

平成 29 年 10 月 12 日（木）	厚生労働省老健局ヒアリング
平成 29 年 10 月 27 日（金）	関東信越厚生局ヒアリング

4 市町村計画との整合性の確保

本計画と市町村介護保険事業計画との整合性を図るため、市町村に対し説明会を開催し、本計画の考え方などを説明するとともに、医療と介護の連携や介護サービス見込量の推計について意見交換を行いました。

また、市町村における計画策定及び介護サービス見込量の推計についてヒアリングを実施し、数値などを精査するとともに県計画との整合性の確保を図りました。

開催日	会議名または内容
平成 29 年 3 月 15 日（水）	市町村介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
平成 29 年 4 月 14 日（金）	市町村介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
平成 29 年 7 月 14 日（金）	市町村介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
平成 29 年 8 月 22 日（火） ～平成 29 年 9 月 6 日（水）	市町村集団実地支援（計 6 日）
平成 29 年 9 月 14 日（木） ～平成 29 年 9 月 22 日（金）	地域包括ケアシステム「見える化」システム操作説明会 （行政説明含む）（計 4 日）
平成 29 年 11 月 7 日（火）	医療機能の分化・連携の推進に伴って生じる介護施設・在宅医療等の追加的需要への対応に係る市町村説明会
平成 29 年 11 月 24 日（金） ～平成 29 年 12 月 7 日（木）	第 7 期介護保険事業計画の作成に係る市町村ヒアリング （計 7 日）

5 埼玉県社会福祉審議会への報告

社会福祉に関する事項（児童福祉、精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議する機関である「埼玉県社会福祉審議会」へ報告を行いました。

開催日	内容
平成 29 年 11 月 20 日（月）	埼玉県高齢者支援計画骨子（案）について

6 県民コメントの実施

計画の趣旨や内容を広く県民に公表し、これに対してお寄せいただいた御意見を考慮して意思決定を行うため、「埼玉県県民コメント制度」による意見募集を実施しました。

実施時期	内容
平成 30 年 2 月 13 日（火）～ 平成 30 年 3 月 12 日（月）	埼玉県高齢者支援計画（案）について

7 埼玉県議会における審査

埼玉県議会の地域保健医療計画特別委員会において審査されました。

開催日	会議名
平成 30 年 3 月 7 日（水）	地域保健医療計画特別委員会
平成 30 年 7 月 3 日（火）	地域保健医療計画特別委員会

【参考：埼玉県高齢者支援計画推進会議委員名簿】

所 属	役 職	氏 名
埼玉県町村会代表	越生町長	新井 雄啓
埼玉県薬剤師会	常務理事	池田 里江子
埼玉県歯科医師会	専務理事	岩上 榮吉
埼玉県介護老人保健施設協会	理 事	大塚 節子
埼玉県介護支援専門員協会	担当部長	岡勢 美子
公募委員	—	河田 幸男
埼玉県国民健康保険団体連合会	事務局長	小林 幹男
公募委員	—	坂下 みどり
埼玉県社会福祉協議会	事務局次長	澤 徹之
埼玉県民生委員・児童委員協議会	副 会 長	篠原 敏夫
埼玉県老人クラブ連合会	理 事	新藤 享弘
埼玉県看護協会	常務理事	瀬山 澄江
埼玉県老人福祉施設協議会	副 会 長	野溝 守
埼玉県市町村保健師協議会	会 長	原山 千恵
埼玉県医師会	常任理事	廣澤 信作
全日本病院協会埼玉県支部療養病床部会	会 長	富家 隆樹
埼玉県認知症グループホーム・小規模多機能協議会	理 事	布田 幸代
埼玉県市長会代表	東松山市長	森田 光一
埼玉県在宅福祉事業者連絡協議会	幹 事	横山 由紀子
埼玉県福祉部	地域包括ケア局長	牧 光治

任期：平成 28 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日まで

※敬称略 50 音順（埼玉県職員を除く）平成 30 年 3 月末現在

【参考：長寿社会政策推進庁内連絡会議委員名簿】

部局名	職名
企画財政部	交通政策課長
総務部	管財課長
県民生活部	広聴広報課長、共助社会づくり課長、文化振興課長、 スポーツ振興課長、消費生活課長、防犯・交通安全課長
危機管理防災部	消防防災課長
福祉部	地域包括ケア局長、福祉政策課長、社会福祉課長、 地域包括ケア課長、高齢者福祉課長、障害者福祉推進課長、 福祉監査課長
保健医療部	保健医療政策課長、国保医療課長、医療整備課長、 医療人材課長、健康長寿課長、疾病対策課長、薬務課長
産業労働部	商業・サービス産業支援課長、シニア活躍推進課長、 ウーマノミクス課長、産業人材育成課長
県土整備部	道路街路課長、道路環境課長
都市整備部	都市整備政策課長、住宅課長
教育局	生涯学習文化財課長
警察本部	生活安全企画課長、交通企画課長、交通規制課長、 運転免許課長

計 35 課、36 委員

第2節 計画の進行管理・点検・評価

この計画による成果については、設定した数値目標に基づき、評価を行い、公表します。
介護保険事業計画の運営に関する市町村への実地支援等を通じて、必要な助言等を行い、
市町村の介護保険事業計画・老人福祉計画の円滑な実施を支援します。

第3節 老人福祉圏域別の介護サービス量の見込み

(南部圏域)

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	9.2	9.2	18.2	22.4
	人数(人)	4	4	6	8
介護予防訪問看護	回数(回)	1,457.2	1,687.9	1,937.6	2,530.2
	人数(人)	204	228	255	314
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	591.3	725.9	898.5	1,317.9
	人数(人)	40	45	52	66
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	264	295	332	412
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	289	316	342	432
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	196.2	222.7	283.6	428.6
	人数(人)	29	31	36	40
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	9.5	9.6	10.7	10.8
	人数(人)	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	1,513	1,637	1,776	2,154
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	51	56	62	75
介護予防住宅改修	人数(人)	61	66	72	85
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	190	219	254	345
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	51.7	70.7	80.8	120.2
	人数(人)	8	10	11	15
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	14	20	39	45
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	5	6	6	6
(3) 介護予防支援	人数(人)	1,939	2,045	2,151	2,468

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	回数(回)	109,939.4	115,981.6	121,745.3	137,012.8
	人数(人)	5,346	5,640	5,938	6,879
訪問入浴介護	回数(回)	2,144.1	2,222.9	2,292.7	2,498.6
	人数(人)	446	465	486	524
訪問看護	回数(回)	18,132.5	20,603.8	23,463.8	33,026.5
	人数(人)	2,158	2,366	2,606	3,121
訪問リハビリテーション	回数(回)	6,049.6	7,259.2	8,343.4	11,454.8
	人数(人)	440	502	546	596
居宅療養管理指導	人数(人)	4,715	5,210	5,760	6,872
通所介護	回数(回)	60,856.6	61,922.7	62,624.1	63,154.3
	人数(人)	6,540	6,891	7,190	8,505
通所リハビリテーション	回数(回)	9,542.1	10,052.9	10,652.8	13,492.1
	人数(人)	1,268	1,352	1,449	1,749
短期入所生活介護	日数(日)	13,338.1	14,846.6	16,749.0	20,320.6
	人数(人)	1,112	1,173	1,236	1,303
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	1,408.4	1,590.3	1,768.1	2,349.1
	人数(人)	167	178	187	208
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人)	8,312	8,935	9,640	11,435
特定福祉用具購入費	人数(人)	163	180	202	243
住宅改修費	人数(人)	128	141	148	168
特定施設入居者生活介護	人数(人)	1,883	2,154	2,452	2,936
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	62	104	166	211
夜間対応型訪問介護	人数(人)	10	19	39	44
認知症対応型通所介護	回数(回)	2,398.5	2,571.0	2,814.5	4,267.2
	人数(人)	216	221	235	282
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	129	155	186	233
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	744	754	774	856
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	22	22	22	22
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	93	94	121	148
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	21	51	81	83
地域密着型通所介護	回数(回)	26,001.7	27,365.0	28,865.0	30,766.6
	人数(人)	2,775	2,991	3,233	3,873
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	人数(人)	2,926	3,006	3,086	4,347
介護老人保健施設	人数(人)	1,290	1,304	1,326	1,401
介護医療院(平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	人数(人)	6	13	48	109
介護療養型医療施設	人数(人)	134	127	92	
(4) 居宅介護支援	人数(人)	12,986	13,625	14,373	16,716

(南西部圏域)

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	2.5	2.5	2.5	2.5
	人数(人)	1	1	1	1
介護予防訪問看護	回数(回)	1,186.4	1,290.1	1,427.1	1,980.5
	人数(人)	204	231	263	333
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	575.2	641.0	684.7	923.5
	人数(人)	53	60	68	95
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	319	360	405	537
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	466	505	564	727
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	191.9	216.6	250.0	326.8
	人数(人)	35	38	43	54
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	17.2	16.9	19.1	35.3
	人数(人)	6	7	8	10
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	1.0	1.0	2.0	7.0
	人数(人)	1	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	1,242	1,358	1,518	2,050
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	39	43	50	67
介護予防住宅改修	人数(人)	62	67	70	95
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	229	254	286	390
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	16.5	16.5	16.5	25.0
	人数(人)	4	4	4	5
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	31	34	40	52
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	3	3	3	3
(3) 介護予防支援	人数(人)	2,235	2,399	2,657	3,996

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	回数(回)	64,056.7	68,829.9	74,624.4	97,494.9
	人数(人)	3,318	3,462	3,655	4,466
訪問入浴介護	回数(回)	1,515.9	1,659.8	1,813.5	2,327.4
	人数(人)	305	332	361	442
訪問看護	回数(回)	13,607.4	15,401.9	17,571.8	29,004.1
	人数(人)	1,630	1,815	2,029	2,510
訪問リハビリテーション	回数(回)	4,903.2	5,808.7	6,916.3	11,006.7
	人数(人)	316	352	398	484
居宅療養管理指導	人数(人)	4,039	4,370	4,784	6,028
通所介護	回数(回)	41,861.0	44,355.0	47,156.7	66,964.1
	人数(人)	4,459	4,778	5,156	7,562
通所リハビリテーション	回数(回)	15,315.4	16,014.7	17,048.1	20,819.1
	人数(人)	1,888	1,991	2,154	2,641
短期入所生活介護	日数(日)	15,148.8	16,415.9	17,882.2	23,526.3
	人数(人)	1,214	1,283	1,372	1,640
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	876.9	1,005.0	1,152.7	1,660.1
	人数(人)	99	111	121	144
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	26.0	34.6	43.3	21.3
	人数(人)	3	3	3	1
福祉用具貸与	人数(人)	5,860	6,326	6,865	8,620
特定福祉用具購入費	人数(人)	123	140	157	202
住宅改修費	人数(人)	112	123	137	177
特定施設入居者生活介護	人数(人)	1,204	1,338	1,444	1,856
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	196	224	263	417
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数(回)	2,596.5	2,851.3	3,222.2	4,336.2
	人数(人)	263	290	330	412
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	267	309	335	394
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	624	635	670	833
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	54	57	59	69
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	232	232	232	320
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	57	59	81	114
地域密着型通所介護	回数(回)	14,043.5	15,757.3	17,799.3	29,106.7
	人数(人)	1,546	1,695	1,880	2,966
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	人数(人)	2,015	2,145	2,255	2,714
介護老人保健施設	人数(人)	1,719	1,750	1,803	2,308
介護医療院(平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	人数(人)	4	6	17	173
介護療養型医療施設	人数(人)	98	97	91	—
(4) 居宅介護支援	人数(人)	9,841	10,374	11,019	13,756

(東部圏域)

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	67.4	112.4	181.9	423.3
	人数(人)	14	19	25	40
介護予防訪問看護	回数(回)	2,331.7	2,617.4	2,902.6	4,235.4
	人数(人)	345	379	411	586
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	1,378.4	1,574.4	1,801.6	2,906.1
	人数(人)	121	135	154	225
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	340	354	368	443
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	915	968	1,029	1,421
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	354.9	394.1	412.4	622.0
	人数(人)	56	60	61	80
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	67.9	83.9	109.7	142.0
	人数(人)	10	11	14	16
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	1.0	0.0	0.0	1.0
	人数(人)	1	0	0	1
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	2,596	2,851	3,135	3,994
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	110	124	142	194
介護予防住宅改修	人数(人)	106	111	120	157
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	251	272	291	364
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	39.5	45.5	52.0	70.5
	人数(人)	10	12	14	23
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	43	50	59	79
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	4	4	4	4
(3) 介護予防支援	人数(人)	4,643	4,878	5,150	6,348

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	回数(回)	134,036.5	139,996.7	145,857.9	172,755.7
	人数(人)	6,043	6,241	6,434	7,282
訪問入浴介護	回数(回)	3,398.8	3,550.9	3,730.3	4,532.5
	人数(人)	655	680	711	839
訪問看護	回数(回)	22,224.2	24,465.8	27,408.7	36,771.5
	人数(人)	2,569	2,801	3,096	4,034
訪問リハビリテーション	回数(回)	9,704.5	10,792.3	12,119.8	18,764.7
	人数(人)	807	890	992	1,344
居宅療養管理指導	人数(人)	5,992	6,458	7,049	10,200
通所介護	回数(回)	84,984.4	90,372.5	95,916.3	140,835.7
	人数(人)	8,375	8,841	9,321	13,433
通所リハビリテーション	回数(回)	28,267.9	28,994.2	29,963.3	34,923.3
	人数(人)	3,440	3,539	3,650	4,261
短期入所生活介護	日数(日)	22,167.5	23,164.7	24,210.9	30,828.3
	人数(人)	1,970	2,022	2,068	2,462
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	3,385.8	3,665.4	4,135.7	6,545.9
	人数(人)	356	375	404	531
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	12.9	8.7	8.0	15.6
	人数(人)	3	4	4	6
福祉用具貸与	人数(人)	11,749	12,434	13,231	16,355
特定福祉用具購入費	人数(人)	259	267	281	321
住宅改修費	人数(人)	215	229	244	321
特定施設入居者生活介護	人数(人)	2,315	2,698	2,989	4,203
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	122	152	199	274
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数(回)	3,060.3	3,621.0	4,360.1	5,637.2
	人数(人)	315	370	429	490
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	344	412	469	532
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	982	1,062	1,119	1,294
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	258	259	283	402
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	93	128	158	224
地域密着型通所介護	回数(回)	24,854.6	26,899.9	29,367.5	48,586.6
	人数(人)	2,613	2,786	3,002	4,367
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	人数(人)	4,111	4,269	4,626	6,567
介護老人保健施設	人数(人)	2,018	2,174	2,261	2,787
介護医療院(平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	人数(人)	33	57	131	359
介護療養型医療施設	人数(人)	255	214	119	
(4) 居宅介護支援	人数(人)	18,420	19,286	20,157	24,589

(さいたま圏域)

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	9.2	13.8	18.4	23.0
	人数(人)	2	3	4	5
介護予防訪問看護	回数(回)	3,335.4	4,146.2	5,083.1	8,847.5
	人数(人)	390	446	508	641
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	1,156.8	1,213.5	1,412.0	2,044.7
	人数(人)	104	106	120	152
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	530	573	603	741
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	965	1,040	1,119	1,413
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	280.8	291.9	303.0	345.0
	人数(人)	47	49	51	58
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	49.2	68.8	90.7	142.2
	人数(人)	6	8	10	11
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	2,514	2,778	3,044	3,838
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	68	70	72	84
介護予防住宅改修	人数(人)	81	83	85	98
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	448	467	487	599
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	25.2	28.8	32.4	36.0
	人数(人)	7	8	9	10
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	19	28	29	46
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	11	13	16	22
(3) 介護予防支援	人数(人)	4,504	4,748	5,006	6,519

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	回数(回)	132,204.8	137,432.7	142,647.4	172,974.3
	人数(人)	7,119	7,278	7,435	8,488
訪問入浴介護	回数(回)	3,719.5	3,813.4	3,907.3	4,514.3
	人数(人)	747	766	785	907
訪問看護	回数(回)	31,420.6	35,928.7	40,951.5	56,936.8
	人数(人)	3,330	3,541	3,781	3,952
訪問リハビリテーション	回数(回)	10,396.0	10,762.1	11,475.8	12,940.1
	人数(人)	827	844	886	904
居宅療養管理指導	人数(人)	7,844	8,314	8,817	8,872
通所介護	回数(回)	86,157.5	87,354.7	88,630.8	99,369.8
	人数(人)	8,929	9,127	9,323	10,765
通所リハビリテーション	回数(回)	26,822.1	27,566.8	28,353.3	33,275.3
	人数(人)	3,351	3,438	3,532	4,139
短期入所生活介護	日数(日)	30,064.7	31,506.3	33,240.1	44,125.7
	人数(人)	2,279	2,334	2,395	2,836
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	3,440.0	3,630.5	3,821.5	4,944.7
	人数(人)	391	402	413	478
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人)	12,202	12,423	12,707	13,461
特定福祉用具購入費	人数(人)	232	236	243	279
住宅改修費	人数(人)	167	171	173	200
特定施設入居者生活介護	人数(人)	4,067	4,476	4,899	6,394
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	115	152	176	183
夜間対応型訪問介護	人数(人)	4	7	10	11
認知症対応型通所介護	回数(回)	1,827.6	2,173.5	2,458.6	3,798.4
	人数(人)	187	220	246	360
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	272	367	419	577
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	947	1,067	1,175	1,546
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	36	41	48	55
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	99	128	157	350
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	13	42	71	158
地域密着型通所介護	回数(回)	25,329.5	25,875.3	26,433.1	30,542.2
	人数(人)	2,731	2,790	2,850	3,293
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	人数(人)	4,958	5,235	5,445	8,018
介護老人保健施設	人数(人)	2,521	2,540	2,560	3,372
介護医療院(平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	人数(人)	0	0	0	256
介護療養型医療施設	人数(人)	256	256	256	
(4) 居宅介護支援	人数(人)	19,616	19,765	19,990	21,496

(県央圏域)

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	19.4	19.4	19.4	29.2
	人数(人)	5	5	5	7
介護予防訪問看護	回数(回)	470.9	509.0	546.5	651.1
	人数(人)	91	99	107	127
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	1,827.3	2,082.8	2,367.4	2,946.0
	人数(人)	173	198	226	278
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	198	224	249	304
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	453	477	499	586
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	206.5	236.2	278.2	342.9
	人数(人)	36	41	48	59
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	27.7	32.1	35.9	38.7
	人数(人)	7	8	9	10
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	1,046	1,112	1,188	1,436
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	30	32	34	46
介護予防住宅改修	人数(人)	38	41	44	52
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	117	128	137	173
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	4.9	4.9	4.9	9.8
	人数(人)	1	1	1	2
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	24	29	33	41
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	10	12	17	20
(3) 介護予防支援	人数(人)	2,502	2,572	2,641	3,007

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	回数(回)	45,353.7	47,021.0	49,019.1	60,893.6
	人数(人)	2,470	2,532	2,616	3,103
訪問入浴介護	回数(回)	1,099.2	1,149.7	1,208.1	1,480.5
	人数(人)	213	221	229	272
訪問看護	回数(回)	5,769.5	6,460.3	7,233.1	10,071.6
	人数(人)	878	951	1,040	1,308
訪問リハビリテーション	回数(回)	8,967.8	9,499.3	9,969.6	13,705.6
	人数(人)	745	787	825	1,112
居宅療養管理指導	人数(人)	2,203	2,349	2,499	3,373
通所介護	回数(回)	40,102.1	42,945.8	46,453.5	57,829.9
	人数(人)	3,838	4,099	4,336	5,235
通所リハビリテーション	回数(回)	14,562.9	14,920.0	15,280.0	18,311.5
	人数(人)	1,684	1,723	1,767	2,238
短期入所生活介護	日数(日)	13,527.7	14,894.0	16,160.5	25,551.2
	人数(人)	1,096	1,154	1,195	1,533
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	1,689.7	1,837.7	1,960.4	2,631.5
	人数(人)	220	233	244	293
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人)	4,796	5,002	5,181	6,411
特定福祉用具購入費	人数(人)	88	90	95	128
住宅改修費	人数(人)	69	73	78	100
特定施設入居者生活介護	人数(人)	706	744	783	959
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	103	109	116	145
夜間対応型訪問介護	人数(人)	1	2	3	6
認知症対応型通所介護	回数(回)	438.3	539.1	651.4	823.9
	人数(人)	37	48	59	75
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	156	176	191	262
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	511	539	612	818
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	18	18	18	19
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	1	2	4	8
地域密着型通所介護	回数(回)	11,801.8	12,084.1	12,334.8	15,038.0
	人数(人)	1,249	1,270	1,290	1,490
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	人数(人)	2,535	2,716	2,888	3,379
介護老人保健施設	人数(人)	1,535	1,586	1,637	1,840
介護医療院(平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	人数(人)	24	35	55	62
介護療養型医療施設	人数(人)	5	5	1	
(4) 居宅介護支援	人数(人)	8,517	8,885	9,256	11,323

(川越比企圏域)

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	4.3	4.3	4.3	4.3
	人数(人)	2	2	2	2
介護予防訪問看護	回数(回)	1,385.9	1,590.1	1,822.8	2,779.4
	人数(人)	231	257	287	394
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	904.5	1,012.9	1,171.3	1,653.8
	人数(人)	91	99	111	152
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	242	277	319	437
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	758	792	836	1,028
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	322.8	383.5	445.9	646.0
	人数(人)	62	70	79	104
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	195.2	208.3	221.4	232.9
	人数(人)	12	14	16	16
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	1,860	2,053	2,279	3,047
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	56	59	66	88
介護予防住宅改修	人数(人)	76	86	99	134
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	183	207	233	331
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	28.9	44.7	54.0	83.3
	人数(人)	8	12	14	21
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	28	29	34	51
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	5	6	7	9
(3) 介護予防支援	人数(人)	2,138	2,220	2,369	2,969

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	回数(回)	81,615.5	88,441.2	94,832.1	128,414.6
	人数(人)	4,172	4,421	4,640	5,959
訪問入浴介護	回数(回)	2,143.0	2,338.5	2,667.3	3,342.2
	人数(人)	441	476	540	668
訪問看護	回数(回)	13,611.4	14,691.4	15,851.9	21,807.1
	人数(人)	1,792	1,919	2,058	2,736
訪問リハビリテーション	回数(回)	6,675.1	7,315.5	7,867.1	8,856.1
	人数(人)	620	688	754	965
居宅療養管理指導	人数(人)	3,235	3,465	3,709	4,913
通所介護	回数(回)	59,652.4	62,708.4	66,107.4	84,957.6
	人数(人)	5,647	5,869	6,102	7,443
通所リハビリテーション	回数(回)	23,418.9	24,603.5	26,001.3	32,519.5
	人数(人)	2,956	3,108	3,279	4,104
短期入所生活介護	日数(日)	20,264.1	21,940.9	23,837.4	34,001.5
	人数(人)	1,730	1,826	1,934	2,435
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	3,623.2	3,894.6	4,175.1	5,697.9
	人数(人)	451	487	526	700
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人)	8,452	9,068	9,655	12,345
特定福祉用具購入費	人数(人)	180	199	215	281
住宅改修費	人数(人)	162	176	190	244
特定施設入居者生活介護	人数(人)	1,237	1,451	1,643	2,302
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	98	147	187	306
夜間対応型訪問介護	人数(人)	1	1	1	1
認知症対応型通所介護	回数(回)	1,474.0	1,858.0	2,149.7	3,643.3
	人数(人)	147	176	194	250
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	264	314	362	520
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	872	912	984	1,168
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	46	46	47	46
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	68	79	79	81
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	30	45	80	195
地域密着型通所介護	回数(回)	23,268.9	26,313.1	30,250.0	43,042.8
	人数(人)	2,422	2,669	2,978	3,781
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	人数(人)	3,607	3,738	3,895	4,574
介護老人保健施設	人数(人)	1,975	2,015	2,063	2,344
介護医療院(平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	人数(人)	5	10	68	242
介護療養型医療施設	人数(人)	90	87	44	
(4) 居宅介護支援	人数(人)	13,562	14,437	15,256	19,493

(西部圏域)

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	8.0	8.0	8.0	8.0
	人数(人)	3	3	3	3
介護予防訪問看護	回数(回)	2,805.5	3,409.8	4,066.8	6,223.1
	人数(人)	350	407	468	603
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	2,022.3	2,268.5	2,592.5	3,598.1
	人数(人)	171	187	210	274
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	288	317	347	451
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	1,084	1,145	1,201	1,474
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	327.5	346.4	356.3	508.3
	人数(人)	60	67	71	97
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	21.8	22.5	23.1	34.0
	人数(人)	4	4	4	6
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	2,094	2,214	2,330	2,931
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	55	58	61	86
介護予防住宅改修	人数(人)	92	102	110	141
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	213	232	253	332
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	52.5	52.5	52.5	80.5
	人数(人)	10	10	10	14
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	17	17	22	27
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	8	10	12	12
(3) 介護予防支援	人数(人)	4,421	4,658	4,883	6,161

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	回数(回)	71,670.2	76,107.5	80,916.5	102,287.6
	人数(人)	4,193	4,394	4,612	5,573
訪問入浴介護	回数(回)	1,490.5	1,591.0	1,726.8	2,370.4
	人数(人)	295	311	334	446
訪問看護	回数(回)	18,042.1	20,874.3	23,917.2	33,342.7
	人数(人)	2,066	2,286	2,528	3,206
訪問リハビリテーション	回数(回)	11,427.2	12,408.9	13,195.4	15,087.5
	人数(人)	871	935	998	1,211
居宅療養管理指導	人数(人)	3,848	4,227	4,628	5,904
通所介護	回数(回)	55,205.7	57,542.0	59,834.7	71,110.7
	人数(人)	5,456	5,671	5,906	7,041
通所リハビリテーション	回数(回)	26,592.6	28,602.6	30,889.9	38,624.9
	人数(人)	3,205	3,422	3,663	4,496
短期入所生活介護	日数(日)	24,789.7	26,479.8	28,192.0	36,636.5
	人数(人)	1,922	2,042	2,161	2,695
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	2,481.1	2,619.1	2,856.6	4,280.4
	人数(人)	273	285	303	401
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人)	8,052	8,433	8,843	11,019
特定福祉用具購入費	人数(人)	166	177	190	239
住宅改修費	人数(人)	176	189	202	267
特定施設入居者生活介護	人数(人)	1,476	1,706	2,006	2,693
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	116	143	163	244
夜間対応型訪問介護	人数(人)	33	34	35	50
認知症対応型通所介護	回数(回)	1,833.2	2,259.9	2,427.0	2,999.6
	人数(人)	199	218	234	279
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	218	262	317	418
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	514	541	613	696
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	29	29	29	29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	108	108	108	120
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	25	27	29	58
地域密着型通所介護	回数(回)	23,326.0	27,314.6	31,776.1	57,624.9
	人数(人)	2,257	2,344	2,445	2,990
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	人数(人)	3,372	3,478	3,656	4,582
介護老人保健施設	人数(人)	1,850	1,934	2,030	2,617
介護医療院(平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	人数(人)	11	32	59	428
介護療養型医療施設	人数(人)	256	235	208	
(4) 居宅介護支援	人数(人)	13,606	14,025	14,548	17,440

(利根圏域)

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	916.6	1,013.2	1,099.1	1,327.9
	人数(人)	190	213	231	277
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	871.3	1,049.4	1,171.1	1,561.3
	人数(人)	69	77	81	96
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	114	126	138	174
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	767	802	837	993
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	346.2	381.5	438.4	543.3
	人数(人)	52	56	62	75
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	8.0	10.0	12.0	14.0
	人数(人)	4	5	6	7
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	1,211	1,271	1,335	1,625
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	42	46	51	61
介護予防住宅改修	人数(人)	49	54	59	72
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	113	127	142	176
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	14.0	14.0	14.0	28.0
	人数(人)	2	2	2	4
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	16	19	22	26
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	5	5	5	7
(3) 介護予防支援	人数(人)	2,699	2,772	2,882	3,417

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	回数(回)	57,750.9	59,315.5	61,316.6	74,314.0
	人数(人)	3,023	3,124	3,236	3,853
訪問入浴介護	回数(回)	1,765.2	1,891.4	2,040.0	2,662.6
	人数(人)	340	361	386	467
訪問看護	回数(回)	9,772.4	10,326.0	11,073.7	14,587.4
	人数(人)	1,329	1,446	1,584	1,983
訪問リハビリテーション	回数(回)	4,883.8	5,158.8	5,524.6	6,525.8
	人数(人)	395	422	459	576
居宅療養管理指導	人数(人)	2,152	2,255	2,382	3,020
通所介護	回数(回)	51,997.3	55,108.5	58,287.0	72,939.7
	人数(人)	5,064	5,361	5,672	7,121
通所リハビリテーション	回数(回)	20,289.4	20,823.0	21,520.7	26,069.3
	人数(人)	2,430	2,484	2,563	3,004
短期入所生活介護	日数(日)	23,266.8	24,478.0	26,266.9	34,669.5
	人数(人)	1,749	1,810	1,897	2,244
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	2,676.0	3,073.5	3,582.1	5,078.4
	人数(人)	291	319	352	420
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	15.6	17.6	19.6	44.1
	人数(人)	2	2	2	3
福祉用具貸与	人数(人)	6,688	7,017	7,364	8,904
特定福祉用具購入費	人数(人)	200	230	266	308
住宅改修費	人数(人)	142	153	168	206
特定施設入居者生活介護	人数(人)	1,019	1,091	1,158	1,411
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	45	82	119	194
夜間対応型訪問介護	人数(人)	59	80	97	121
認知症対応型通所介護	回数(回)	1,275.3	1,376.3	1,500.4	2,043.8
	人数(人)	121	126	133	163
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	153	177	241	281
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	717	756	832	1,013
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	29	29	36	50
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	145	145	145	161
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	11	29	81
地域密着型通所介護	回数(回)	13,788.5	14,454.9	15,271.7	18,451.7
	人数(人)	1,557	1,637	1,735	2,163
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	人数(人)	3,673	3,865	3,970	4,909
介護老人保健施設	人数(人)	1,626	1,670	1,708	1,868
介護医療院(平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	人数(人)	2	3	5	55
介護療養型医療施設	人数(人)	32	31	29	
(4) 居宅介護支援	人数(人)	11,758	12,113	12,530	14,351

(北部圏域)

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	6.6	7.2	7.8	10.4
	人数(人)	2	2	2	2
介護予防訪問看護	回数(回)	1,004.8	1,346.9	1,732.8	2,586.4
	人数(人)	128	156	185	224
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	304.4	376.4	474.4	756.7
	人数(人)	32	39	48	61
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	69	75	86	102
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	492	496	501	451
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	212.9	232.5	251.4	341.6
	人数(人)	37	38	39	45
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	3.5	4.0	4.5	7.0
	人数(人)	1	1	1	2
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	1,269	1,396	1,543	1,907
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	25	26	26	31
介護予防住宅改修	人数(人)	28	29	28	28
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	75	78	85	100
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	16.8	17.0	26.4	35.0
	人数(人)	3	3	4	6
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	16	18	19	27
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	5	7	8	16
(3) 介護予防支援	人数(人)	1,452	1,472	1,490	1,267

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	回数(回)	46,318.2	47,198.9	47,871.7	49,212.8
	人数(人)	2,486	2,518	2,543	2,667
訪問入浴介護	回数(回)	1,287.3	1,248.5	1,176.2	1,358.9
	人数(人)	248	240	228	258
訪問看護	回数(回)	8,089.1	8,744.9	9,688.3	13,537.8
	人数(人)	842	921	1,018	1,244
訪問リハビリテーション	回数(回)	2,921.5	3,390.1	3,912.8	4,448.9
	人数(人)	267	310	360	434
居宅療養管理指導	人数(人)	1,517	1,654	1,865	2,320
通所介護	回数(回)	64,758.9	66,584.9	68,074.5	77,901.8
	人数(人)	5,055	5,109	5,174	5,468
通所リハビリテーション	回数(回)	15,243.0	15,457.1	15,655.4	16,709.3
	人数(人)	1,794	1,807	1,823	1,912
短期入所生活介護	日数(日)	19,418.0	20,866.9	21,715.4	25,916.4
	人数(人)	1,365	1,437	1,487	1,680
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	2,376.6	2,778.1	3,029.2	3,771.1
	人数(人)	207	236	258	325
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	42.9	48.6	53.9	102.7
	人数(人)	8	8	8	9
福祉用具貸与	人数(人)	6,260	6,609	7,025	8,686
特定福祉用具購入費	人数(人)	115	122	130	147
住宅改修費	人数(人)	100	108	116	144
特定施設入居者生活介護	人数(人)	431	440	485	524
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	85	99	121	175
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数(回)	1,163.4	1,199.2	1,266.9	1,254.4
	人数(人)	102	112	121	153
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	213	232	251	337
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	704	719	727	840
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	36	40	43	50
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	79	79	79	108
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	25	31	36	64
地域密着型通所介護	回数(回)	20,289.9	21,986.1	23,278.7	31,258.7
	人数(人)	1,986	2,117	2,251	2,730
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	人数(人)	2,552	2,587	2,624	2,963
介護老人保健施設	人数(人)	1,237	1,244	1,252	1,489
介護医療院(平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	人数(人)	5	12	20	71
介護療養型医療施設	人数(人)	22	21	19	
(4) 居宅介護支援	人数(人)	10,745	11,100	11,486	13,164

(秩父圏域)

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	202.8	226.8	249.9	395.8
	人数(人)	38	40	41	47
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	548.1	575.2	620.8	655.2
	人数(人)	65	70	78	90
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	40	42	46	49
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	240	243	250	266
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	55.6	33.9	35.2	57.4
	人数(人)	6	4	4	6
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	6.1	6.1	6.2	10.7
	人数(人)	2	2	2	3
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	365	395	436	495
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	8	8	8	9
介護予防住宅改修	人数(人)	13	13	14	15
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	24	21	24	25
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	24	25	27	30
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	2	2	2	2
(3) 介護予防支援	人数(人)	561	574	589	627

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	回数(回)	10,487.2	10,615.7	10,713.6	10,497.9
	人数(人)	688	710	738	775
訪問入浴介護	回数(回)	241.3	240.5	232.7	267.9
	人数(人)	55	54	52	60
訪問看護	回数(回)	1,441.4	1,603.8	1,790.4	2,101.7
	人数(人)	250	278	310	349
訪問リハビリテーション	回数(回)	1,772.9	1,934.0	1,978.9	1,744.3
	人数(人)	165	188	200	221
居宅療養管理指導	人数(人)	210	241	283	317
通所介護	回数(回)	9,690.8	10,010.0	10,342.0	11,406.6
	人数(人)	980	1,005	1,034	1,094
通所リハビリテーション	回数(回)	3,235.8	3,437.2	3,653.2	3,691.5
	人数(人)	419	448	481	504
短期入所生活介護	日数(日)	4,145.3	3,998.9	4,107.0	4,280.2
	人数(人)	307	296	301	306
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	737.3	817.1	946.9	1,344.9
	人数(人)	44	45	48	47
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	49.7	85.9	113.5	168.9
	人数(人)	6	10	13	15
福祉用具貸与	人数(人)	1,256	1,301	1,357	1,421
特定福祉用具購入費	人数(人)	33	36	38	43
住宅改修費	人数(人)	22	24	26	29
特定施設入居者生活介護	人数(人)	152	161	168	189
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	11	12	13	16
夜間対応型訪問介護	人数(人)	11	11	11	13
認知症対応型通所介護	回数(回)	224.9	245.4	311.4	350.6
	人数(人)	24	26	36	43
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	170	183	201	221
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	192	197	200	209
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	119	119	119	138
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	24	28	32	36
地域密着型通所介護	回数(回)	5,023.0	5,397.6	5,780.7	6,244.8
	人数(人)	515	545	575	598
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	人数(人)	866	876	906	971
介護老人保健施設	人数(人)	328	336	340	341
介護医療院(平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	人数(人)	5	10	18	48
介護療養型医療施設	人数(人)	26	22	15	
(4) 居宅介護支援	人数(人)	2,277	2,372	2,484	2,581

第4節 在宅医療等の必要量

本県の今後の在宅医療等の必要量の推計結果は次のとおりです。医療、介護の両計画において、この推計結果を共通の基礎データとしてサービス見込量や数値目標を定め、取組を推進します。

また、市町村の介護保険事業計画においても同様に、この結果を基にサービス見込量を推計しており、本計画との整合性を図っています。

【在宅医療等の必要量の推計結果（医療機関所在地ベース）】

単位：人／日

圏域	平成 25 年 (2013 年)	平成 37 年 (2025 年)
全県	46,152 (26,626)	82,372 (45,731)
南部	6,225 (4,408)	10,740 (7,518)
南西部	3,647 (2,136)	7,039 (3,935)
東部	6,171 (3,476)	12,101 (6,628)
さいたま	10,814 (7,752)	18,785 (13,425)
県央	2,628 (1,220)	4,874 (2,183)
川越比企	4,816 (2,469)	8,799 (4,105)
西部	4,350 (1,833)	8,938 (3,244)
利根	2,849 (967)	4,547 (1,492)
北部	3,771 (2,000)	5,541 (2,802)
秩父	881 (365)	1,008 (399)

※（ ）の数値は全体のうち、訪問診療分

出典：埼玉県保健医療部保健医療政策課「埼玉県地域医療構想」（平成 28 年 10 月）

【病床機能の分化・連携による在宅医療等の新たなサービス必要量の推計（患者住所地ベース）】

単位：人／日

	平成 32 年 (2020 年)	平成 35 年 (2023 年)	平成 37 年 (2025 年)
療養病床からの転換分 (在宅医療等)	2,702	5,403	7,204
一般病床からの転換分 (外来)	1,632	3,264	4,352

【新たなサービス必要量の推計のうち介護サービスの必要量の推計】

単位：人

圏域	平成 32 年 (2020 年)	平成 35 年 (2023 年)	平成 37 年 (2025 年)
全県	1,447.0	2,967.8	4,261.0
南部	141.0	281.4	393.6
南西部	151.2	302.4	411.8
東部	130.7	298.3	448.2
さいたま	87.8	175.6	295.6
県央	75.1	207.2	295.4
川越比企	280.3	585.6	804.2
西部	326.6	653.2	958.5
利根	102.0	204.0	272.1
北部	130.3	216.8	315.6
秩父	22.0	43.3	66.0

埼玉県福祉部高齢者福祉課調

発行 埼玉県福祉部高齢者福祉課

330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電話 048-830-3263 FAX 048-830-4781

E-mail a3240-03@pref.saitama.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/>